

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年5月2日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有田 浩之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 坂井 瑛美

【電話番号】 03-6703-7940

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド
(愛称：iパズル)

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド

（ファンドの愛称を「iパズル」とします。以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(5) 【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.10%(税抜1.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています(以下同じ。)。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位(以下「購入単位」といいます。)は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023年5月3日から2023年11月2日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300 (受付時間 営業日の9 : 00 ~ 17 : 00)

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(9) 【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」で払い込みください。

（ 1 1 ） 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（ 1 2 ） 【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受けられません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド」（ファンドの愛称を「iパズル」とします。以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／内外／資産複合に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券、不動産 投信、商品）資産 配分変更型）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （適時ヘッジ） なし

< 各分類および区分の定義 >

．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、または実質的な投資対象としての商品等の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、商品）資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式・債券・不動産、または実質的に商品に投資する。また、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
決算頻度による属性区分	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジあり（適時ヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを適時行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含まます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

信託金の限度額は、5兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- a．主に内外の債券、株式、不動産投資信託証券（以下「リート」という場合があります。）および商品の各資産の市場を代表する指数または指標に連動する運用成果を目指すマザーファンドを主要投資対象とします。

また、ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）も投資対象とします。

当ファンドは以下の市場を投資候補とします。

	国内	海外 ^{*1}
債券	国内の債券市場	海外の債券市場 ^{*2}
株式	国内の株式市場	海外の株式市場
リート	国内のリート市場	海外のリート市場
その他	商品市場	

*1 新興国も含みます。

*2 ハイイールド債券を含む社債市場等も含みます。

必ずしも上記のすべての市場に投資するとは限りません。

組入比率の調整等を目的として有価証券先物取引等を行う場合があります。

有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ・に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

- b．各資産への投資割合および組入外貨建資産に対する為替ヘッジの比率は、委託会社の判断により機動的に変更を行います。

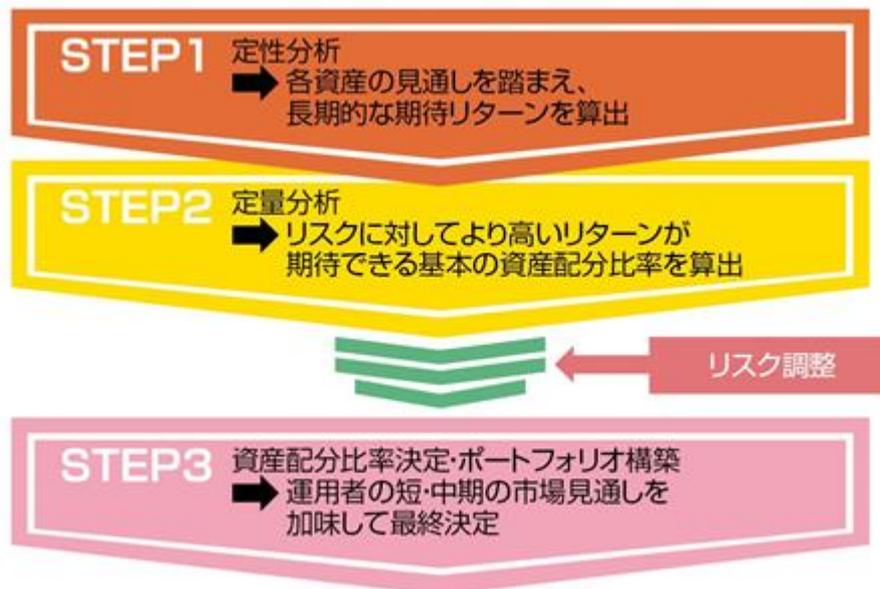
委託会社の判断に当たっては、市場の収益機会や外国為替動向、並びにファンドにおけるリスク分散、為替変動リスクおよび運用の効率性等を勘案します。

外国為替の予約取引の活用は、ヘッジ目的に限定します。

c. 運用プロセス

運用者の知識や経験に基づく分析・判断（定性分析）と、市場のデータやモデルを用いた分析（定量分析）の双方を用いて、資産配分比率を決定します。

〔イメージ図〕



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
 運用プロセスは変更となる場合があります。

d. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。



投資対象とするマザーファンドは、委託会社の判断で追加、除外または変更となる場合があります。

必ずしも上場投資信託証券（ETF）に投資するとは限りません。

各マザーファンドの詳細については、「追加的記載事項」をご覧ください。

* 上場投資信託証券（ETF）を含みます。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

(追加的記載事項)

マザーファンドの概要

当ファンドの各マザーファンドは、投資対象市場を代表する指数または指標(以下、ベンチマークといえます。)に連動する運用成果を目指します。

マザーファンド	投資対象市場	ベンチマーク
国内債券インデックス・マザーファンド	円建ての債券市場	NOMURA-BPI総合
先進国債券インデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の国債市場	FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)
ハイイールド債券インデックス・マザーファンド	米ドル建てハイイールド債市場	マークイット iBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数(円換算ベース)
国内株式インデックス・マザーファンド	日本の株式市場	日経平均トータルリターン・インデックス
先進国株式インデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の株式市場	MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)
新興国株式インデックス・マザーファンド	新興国の株式市場	MSCIエマージング・マーケット指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)
国内リート・インデックス・マザーファンド	日本の不動産投資信託証券市場	S&P J-REIT指数(配当込み)
先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場	S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)

※上記のマザーファンドは、委託会社の判断で追加、除外または変更となる場合があります。

※マザーファンドのベンチマークは、マザーファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定されます。なお、上記のベンチマークは本書作成時現在のものであり、将来変更となる場合があります。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

マザーファンドの各ベンチマークの著作権等について

■NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下、同社)が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関して一切責任を負いません。

■FTSE世界国債インデックス(除く日本)

FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■マークイット iBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数

マークイット iBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数は、マークイット・インディセズ・リミテッド(以下、同社)が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■日経平均トータルリターン・インデックス

日経平均トータルリターン・インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社(以下、同社)に帰属します。同社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。

■MSCIコクサイ指数

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.(以下、同社)が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■MSCIエマージング・マーケット指数

MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.(以下、同社)が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■S&P J-REIT指数(配当込み)

S&P J-REIT指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社(以下、同社)が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み)

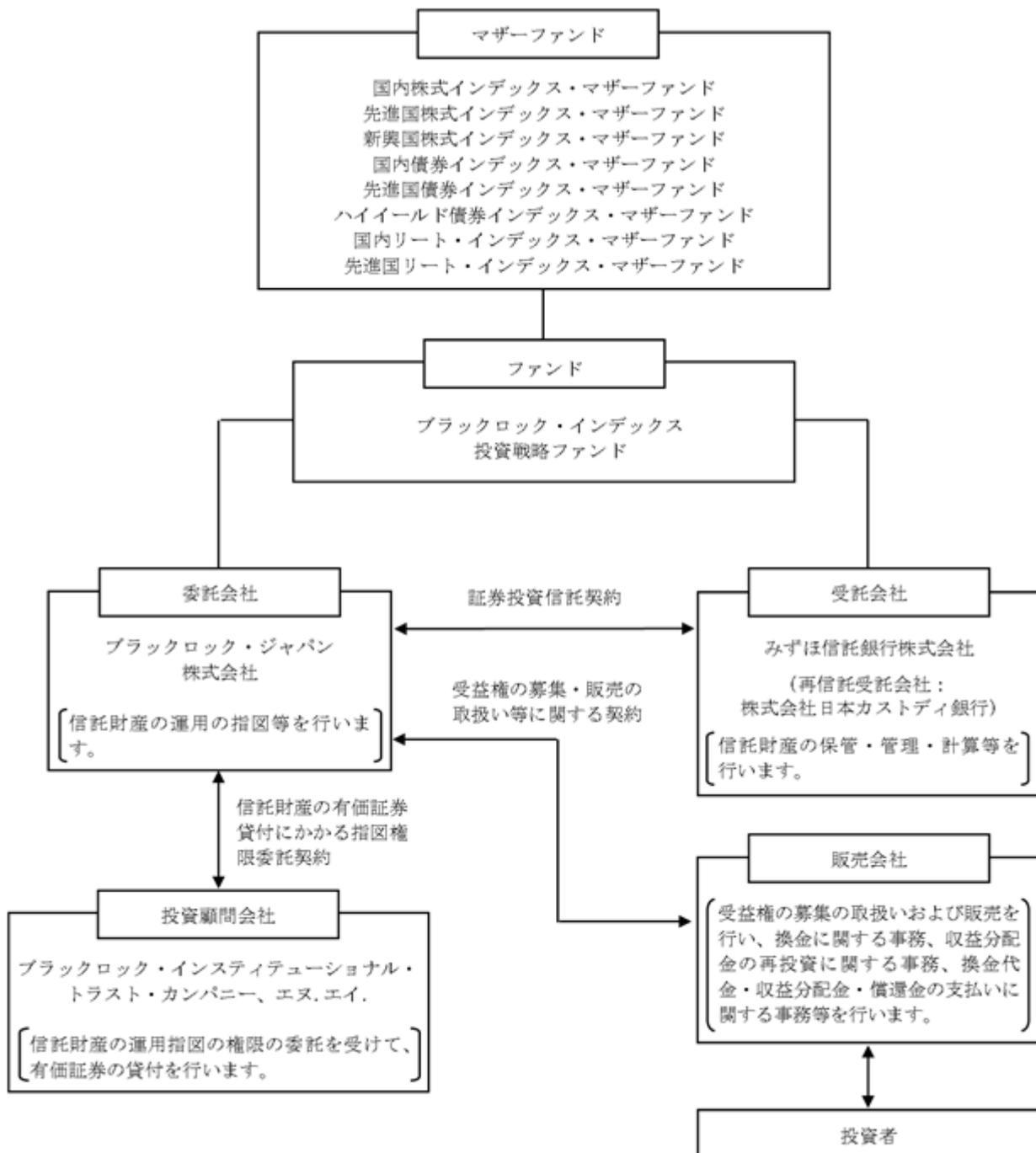
S&P先進国REIT指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社(以下、同社)が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年5月28日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2017年5月3日	各マザーファンド名称を変更 「ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド」から 「国内債券インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック先進国債券インデックス・マザーファンド」から 「先進国債券インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック・ハイイールド債券インデックス・マザーファン ド」から「ハイイールド債券インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック国内株式インデックス・マザーファンド」から 「国内株式インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック先進国株式インデックス・マザーファンド」から 「先進国株式インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック新興国株式インデックス・マザーファンド」から 「新興国株式インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック国内リート・インデックス・マザーファンド」か ら「国内リート・インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファン ド」から「先進国リート・インデックス・マザーファンド」へ
2018年5月3日	ファンド名称を「みずほインデックス投資戦略ファンド」から「ブ ラックロック・インデックス投資戦略ファンド」へ変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」

有価証券貸付代理人への有価証券貸付にかかる指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

2023年1月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a. 資本金 3,120百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デザート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、内外の債券市場、株式市場、不動産投資信託証券市場または商品市場を代表する指数または指標に連動する運用成果を目指すマザーファンドを主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。なお、E T Fへも投資を行います。

上記資産への投資割合および組入外貨建資産に対する為替ヘッジの比率は、市場の収益機会や外国為替動向、並びにファンドにおけるリスク分散、為替変動リスクおよび運用の効率性等を勘案し、委託会社の判断により機動的に変更を行います。なお、外国為替の予約取引の活用はヘッジ目的に限定します。

マザーファンドの受益証券への投資は、別に定めるマザーファンドの受益証券の中から委託会社の判断により決定します。また、投資するE T Fは、上記の投資方針を勘案して、委託会社の判断により決定します。

組入比率の調整等を目的として有価証券先物取引等へ投資する場合があります。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> 各マザーファンドの運用の基本方針

国内株式インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、日本の株式市場を代表する指数（日経平均トータルリターン・インデックス）に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の株式等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本の株式市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

株式以外の資産（他の投資信託証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、この投資信託の当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

先進国株式インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く先進国の株式市場を代表する指数（MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て））に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く先進国の株式等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く先進国の株式市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

新興国株式インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、新興国の株式市場を代表する指数（MSCIエマージング・マーケット指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て））に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式等（預託証券を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の株式市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

国内債券インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI総合）に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての債券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

円建ての債券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案して委託会社が決定します。効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

先進国債券インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（F T S E 世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（E T F）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

ハイイールド債券インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、米ドル建てハイイールド債市場を代表する指数（マークイット iBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャプット指数（円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建てハイイールド債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指す有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米ドル建てハイイールド債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指す有価証券を主要投資対象とします。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、ハイイールド債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

国内リート・インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、日本の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S&P J-REIT指数（配当込み））に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

先進国リート・インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S&P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- c．金銭債権（a．およびd．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- d．約束手形

投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として別に定めるマザーファンド（特定の市場の値動きに連動する運用成果を目指すマザーファンド）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- i．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- q. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- t. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するもの、およびn.のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券(投資法人債券を除く)を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用を指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、マルチアセット戦略部と協働してマルチアセット運用部(5名程度)が担当いたします。

マルチアセット運用部が、ブラックロックの資産アロケーション運用を担う世界各国の運用チームから得られる情報も活用し、当ファンドの運用を行います。

運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約8.59兆ドル^{*}(約1,134兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

^{*} 2022年12月末現在。(円換算レートは1ドル=131.945円を使用)

(4)【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時(8月2日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の支払い

a. 支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 時効

投資者が、a.(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合^{*}には制限を設けません。

* 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

c．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

d．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

e．デリバティブ取引の投資目的による使用制限

以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）を行いません。

- ・ 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- ・ 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
- ・ 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

f．上場投資信託証券への投資制限

上場投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の50%未満とします。

g．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h．投資する投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への投資制限

投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

i．信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j．先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引

と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

k. スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m．有価証券の貸付の指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
- イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ハ．投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n．公社債の空売りの指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

o．公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

p．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

q．資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

r．デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

s．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
(b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．資産配分リスク

内外の株式、債券、不動産投資信託証券および商品等の市場に機動的に投資するアプローチを取ります。したがって、投資対象資産の配分比率は機動的に変動します。一定の固定された比率で投資する場合と比べ、この資産配分比率の機動的な変動は当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、収益率が低い資産への配分が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への配分が比較的小さい場合、収益性を悪化させる要因となります。

b．株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d．信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e．低格付債券への投資リスク

信用格付が低い、または格付されていない公社債にも投資します。これらの種類の公社債はより高い利回りを提供する可能性があるものの、格付が比較的高い公社債に比べてより投機的であり、価格がより大幅に変動したり、債券投資の元本回収や金利収入が不確実になるリスクも大きくなり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f．為替変動リスク

外貨建資産に投資します。為替変動リスクの低減を図ることを目指し、外貨建資産に対して為替ヘッジを行う場合がありますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。為替ヘッジを行わない部分については、為替差損が生じることがあります。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

g．カンントリー・リスク

海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

エマージング（新興国）市場の発行体が発行する有価証券に投資する場合、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因に伴い、より大幅な有価証券の価格変動または流動性の低下が考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

h．流動性リスク

有価証券等の購入および売却に際して、市場に十分な流動性がない場合、市況動向等によっては意図した取引が成立しない場合や意図した価格より不利な取引を余儀なくされる可能性があります。この場合、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

i．不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合には、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

j．商品市場への投資リスク

商品指数に投資します。商品指数は各種商品の価格動向に伴い変動します。商品の価格は、それらの需給関係や為替、金利、天候、景気、技術進歩、貿易動向、政治的・経済的事由、政策、戦争・テロの発生、市場の流動性の低下、投機資金の影響、政府の規制・介入等の影響を受け、大幅に変動する場合があります。また、商品市場への投資は実質的に商品先物取引を活用して行います。

k. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a. 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合には当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

b. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。

また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

c. ファンドの繰上償還

当ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でファンドを償還させる場合があります。

d. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

e. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・ 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・ 金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
- ・ 不動産投資信託証券の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、不動産投資信託市場動向が不安定になった場合
- ・ 商品価格の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、商品取引市場動向が不安定になった場合
- ・ 投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ETFの上場市場の動向が不安定になった場合

金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

f. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株……… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株……… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 新興国株……… MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
 日本国債……… NOMURA-BPI国債
 先進国国債……… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国国債……… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記グラフは過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.10%（税抜1.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

ファンドの実質的な信託報酬（ $a + b$ ）は、信託財産の純資産総額に対して年0.913%（税抜0.83%）程度となります。

実質的に投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

a．当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.913%（税抜0.83%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間での配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.440% (税抜0.40%)以内	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.440% (税抜0.40%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

運用管理費用（信託報酬）の料率は、毎月の運用状況（実質的に投資する上場投資信託の投資比率および報酬率）に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。詳しい計算方法は、約款をご参照ください。

b. 実質的に投資する上場投資信託証券に係る報酬等

マザーファンド（市場を代表する指数に連動する運用成果を目指す有価証券を主要な投資対象とするもの）を通じて、または直接ファンドが上場投資信託証券へ投資する場合、当該組入上場投資信託証券の報酬等がかかりますが、投資銘柄や組み入れ比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用
7. 他の信託との併合および信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用^{*}等について信託財産中から、その都度、支弁されます。

^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

上場投資信託証券へ投資する場合に負担する報酬相当額等は、組入銘柄および組入比率が固定されていないため、事前に料率を表示することはできません。

上場投資信託証券へ投資する場合は、当該上場投資信託証券に係る保管報酬、事務処理に要する諸費用等が当該上場投資信託証券から支払われます。

有価証券の貸付を行った場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料の2分の1（100分の50）相当額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

- d. 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。)

換金時および償還時の課税について

a. 個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益(譲渡益)が課税対象となります。

b. 法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額(申告分離課税を

選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2023年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2023年1月末現在のものです。

「ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド」

(1)【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	5,468,916,476	44.17
内 アメリカ	4,351,214,559	35.14
内 日本	820,956,760	6.63
内 ドイツ	239,324,031	1.93
内 アイルランド	57,421,126	0.46
親投資信託受益証券	6,326,773,037	51.10
内 日本	6,326,773,037	51.10
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	585,929,358	4.73
純資産総額	12,381,618,871	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	989,853,159	2.9653	2,935,277,053	2.9562	2,926,203,908	23.63
2	iShares 20+ Year Treasury Bond ETF	アメリカ	投資信託受益証券	123,516	14,526.53	1,794,259,775	13,871.57	1,713,360,889	13.84
3	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託受益証券	31,799	52,571.83	1,671,731,773	52,510.26	1,669,773,786	13.49
4	国内株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	713,695,768	2.3094	1,648,266,882	2.2908	1,634,934,265	13.20
5	iShares iBoxx \$ Investment Grade Corporate Bond ETF	アメリカ	投資信託受益証券	67,405	13,990.39	943,022,600	14,362.13	968,079,884	7.82
6	iシェアーズ ドイツ国債 ETF (為替ヘッジあり)	日本	投資信託受益証券	1,126,450	781.3523	880,154,377	728.8000	820,956,760	6.63
7	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	458,997,017	1.3743	630,802,835	1.3184	605,141,667	4.89
8	新興国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	222,546,061	1.8346	408,305,258	1.8230	405,701,469	3.28
9	国内リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	233,626,277	1.8747	437,979,212	1.7276	403,612,756	3.26
10	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	334,583,625	1.0679	357,316,923	1.0496	351,178,972	2.84
11	iShares Core DAX® UCITS ETF	ドイツ	投資信託受益証券	13,266	16,086.83	213,407,949	18,040.40	239,324,031	1.93
12	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	アイルランド	投資信託受益証券	46,905	1,106.64	51,907,141	1,224.20	57,421,126	0.46

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	44.17
親投資信託受益証券	51.10
合計	95.27

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2015年8月3日)	3,112,744,486	(同左)	1.1511	(同左)
第2期(2016年8月2日)	4,144,719,698	(同左)	1.0349	(同左)
第3期(2017年8月2日)	5,886,572,046	(同左)	1.1414	(同左)
第4期(2018年8月2日)	12,701,361,515	(同左)	1.1990	(同左)
第5期(2019年8月2日)	14,160,708,255	(同左)	1.1830	(同左)
第6期(2020年8月3日)	13,076,996,570	(同左)	1.2755	(同左)
第7期(2021年8月2日)	12,707,706,695	(同左)	1.4240	(同左)
第8期(2022年8月2日)	12,535,260,540	(同左)	1.3101	(同左)
2022年1月末現在	13,133,094,127	-	1.4231	-
2022年2月末現在	12,956,127,025	-	1.3957	-
2022年3月末現在	13,382,630,424	-	1.4196	-
2022年4月末現在	12,655,601,269	-	1.3417	-
2022年5月末現在	12,661,681,425	-	1.3407	-
2022年6月末現在	12,335,998,673	-	1.2784	-
2022年7月末現在	12,609,102,141	-	1.3157	-
2022年8月末現在	12,505,479,369	-	1.3034	-
2022年9月末現在	11,958,717,965	-	1.2413	-
2022年10月末現在	12,296,241,073	-	1.2809	-
2022年11月末現在	12,419,769,002	-	1.2963	-
2022年12月末現在	12,001,703,282	-	1.2533	-
2023年1月末現在	12,381,618,871	-	1.2948	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
2022年8月3日～ 2023年2月2日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	15.1
第2期	10.1
第3期	10.3
第4期	5.0
第5期	1.3
第6期	7.8
第7期	11.6
第8期	8.0
2022年8月3日～ 2023年2月2日	0.1

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,861,858,707	157,602,821	2,704,255,886
第2期	1,565,311,396	264,438,953	4,005,128,329
第3期	2,147,213,204	995,160,391	5,157,181,142
第4期	7,850,438,958	2,414,741,201	10,592,878,899
第5期	4,163,842,248	2,786,871,649	11,969,849,498
第6期	2,069,519,908	3,787,314,436	10,252,054,970
第7期	1,222,863,708	2,550,713,660	8,924,205,018
第8期	1,719,717,617	1,075,824,158	9,568,098,477
2022年8月3日～ 2023年2月2日	349,346,135	352,532,413	9,564,912,199

(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	35,300,251,390	84.80
内 日本	35,300,251,390	84.80
地方債証券	2,061,429,780	4.95
内 日本	2,061,429,780	4.95
特殊債券	1,955,225,168	4.70
内 日本	1,955,225,168	4.70
社債券	2,280,771,700	5.48
内 日本	2,280,771,700	5.48
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	31,500,422	0.08
純資産総額	41,629,178,460	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	3 4 4 1 0年国債	日本	2026/9/20	0.100000	国債証券	740,000,000	100.35	742,600,500	100.14	741,065,600	1.78
2	3 6 0 1 0年国債	日本	2030/9/20	0.100000	国債証券	626,000,000	99.68	624,018,800	97.13	608,033,800	1.46
3	1 4 3 5年国債	日本	2025/3/20	0.100000	国債証券	600,000,000	100.36	602,170,500	100.23	601,404,000	1.44
4	3 5 8 1 0年国債	日本	2030/3/20	0.100000	国債証券	612,000,000	99.82	610,903,000	97.85	598,854,240	1.44
5	1 4 5 5年国債	日本	2025/9/20	0.100000	国債証券	573,000,000	100.29	574,708,640	100.23	574,352,280	1.38
6	3 5 0 1 0年国債	日本	2028/3/20	0.100000	国債証券	545,000,000	100.26	546,434,150	99.41	541,817,200	1.30
7	3 5 5 1 0年国債	日本	2029/6/20	0.100000	国債証券	515,000,000	99.94	514,728,000	98.47	507,120,500	1.22
8	3 4 9 1 0年国債	日本	2027/12/20	0.100000	国債証券	508,000,000	100.10	508,526,520	99.58	505,907,040	1.22
9	3 5 4 1 0年国債	日本	2029/3/20	0.100000	国債証券	510,000,000	100.59	513,039,600	98.70	503,405,700	1.21
10	3 5 1 1 0年国債	日本	2028/6/20	0.100000	国債証券	503,000,000	100.47	505,402,510	99.25	499,257,680	1.20
11	3 4 2 1 0年国債	日本	2026/3/20	0.100000	国債証券	495,000,000	100.69	498,420,450	100.23	496,158,300	1.19
12	3 4 7 1 0年国債	日本	2027/6/20	0.100000	国債証券	485,000,000	100.63	488,079,750	99.84	484,257,950	1.16
13	3 4 5 1 0年国債	日本	2026/12/20	0.100000	国債証券	465,000,000	100.70	468,264,300	100.05	465,269,700	1.12
14	3 6 2 1 0年国債	日本	2031/3/20	0.100000	国債証券	455,000,000	99.36	452,109,700	96.64	439,748,400	1.06
15	3 5 6 1 0年国債	日本	2029/9/20	0.100000	国債証券	439,000,000	98.62	432,942,300	98.25	431,326,280	1.04
16	1 4 4 5年国債	日本	2025/6/20	0.100000	国債証券	420,000,000	100.48	422,047,800	100.22	420,949,200	1.01
17	3 6 4 1 0年国債	日本	2031/9/20	0.100000	国債証券	429,000,000	97.76	419,406,900	96.25	412,916,790	0.99
18	3 6 3 1 0年国債	日本	2031/6/20	0.100000	国債証券	410,000,000	97.87	401,307,800	96.43	395,375,300	0.95
19	3 3 8 1 0年国債	日本	2025/3/20	0.400000	国債証券	386,000,000	101.31	391,083,620	100.87	389,365,920	0.94
20	3 2 3 0年国債	日本	2040/3/20	2.300000	国債証券	328,000,000	123.96	406,603,600	115.79	379,801,040	0.91
21	1 2 3 2 0年国債	日本	2030/12/20	2.100000	国債証券	333,000,000	116.67	388,511,100	112.26	373,829,130	0.90
22	3 4 1 1 0年国債	日本	2025/12/20	0.300000	国債証券	360,000,000	101.08	363,921,000	100.82	362,955,600	0.87
23	3 3 9 1 0年国債	日本	2025/6/20	0.400000	国債証券	350,000,000	101.44	355,050,500	100.94	353,290,000	0.85
24	3 5 9 1 0年国債	日本	2030/6/20	0.100000	国債証券	352,000,000	98.65	347,268,000	97.43	342,953,600	0.82
25	1 4 6 5年国債	日本	2025/12/20	0.100000	国債証券	330,000,000	100.31	331,041,000	100.24	330,805,200	0.79
26	1 5 0 2 0年国債	日本	2034/9/20	1.400000	国債証券	311,000,000	110.87	344,835,900	106.15	330,154,490	0.79
27	1 4 0 2 0年国債	日本	2032/9/20	1.700000	国債証券	290,000,000	114.81	332,967,600	110.01	319,049,300	0.77
28	1 5 4 5年国債	日本	2027/9/20	0.100000	国債証券	310,000,000	99.61	308,816,300	99.74	309,215,700	0.74
29	1 5 0 5年国債	日本	2026/12/20	0.005000	国債証券	310,000,000	99.61	308,812,000	99.69	309,039,000	0.74
30	1 5 2 5年国債	日本	2027/3/20	0.100000	国債証券	300,000,000	100.02	300,084,000	99.95	299,874,000	0.72

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	84.80
地方債証券	4.95
特殊債券	4.70
社債券	5.48
合計	99.92

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	48,426,215,792	98.83
内 アメリカ	24,180,557,959	49.35
内 フランス	4,160,837,378	8.49
内 イタリア	3,667,059,929	7.48
内 ドイツ	3,196,061,909	6.52
内 スペイン	2,467,269,740	5.04
内 イギリス	2,402,872,808	4.90
内 中国	1,942,736,440	3.96
内 カナダ	1,017,493,416	2.08
内 ベルギー	909,024,257	1.86
内 オーストラリア	808,119,738	1.65
内 オランダ	779,396,130	1.59
内 オーストリア	575,790,736	1.18
内 メキシコ	406,872,740	0.83
内 アイルランド	306,348,718	0.63
内 マレーシア	277,269,447	0.57
内 フィンランド	253,839,619	0.52
内 シンガポール	225,157,444	0.46
内 ポーランド	220,701,121	0.45
内 イスラエル	163,726,192	0.33
内 デンマーク	159,799,811	0.33
内 ニュージーランド	109,910,708	0.22
内 ノルウェー	98,198,002	0.20
内 スウェーデン	97,171,550	0.20
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	570,996,033	1.17
純資産総額	48,997,211,825	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2028/08/15	アメリカ	2028/8/15	2.875000	国債証券	555,149,850	97.20	539,647,942	95.89	532,336,659	1.09
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.625% 2029/02/15	アメリカ	2029/2/15	2.625000	国債証券	544,712,250	94.90	516,943,160	94.31	513,753,013	1.05
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2025/02/15	アメリカ	2025/2/15	1.500000	国債証券	404,457,000	94.43	381,930,642	94.62	382,733,232	0.78
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.625% 2025/04/15	アメリカ	2025/4/15	2.625000	国債証券	391,410,000	96.39	377,298,492	96.71	378,551,570	0.77
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2% 2025/08/15	アメリカ	2025/8/15	2.000000	国債証券	386,191,200	95.76	369,831,935	94.99	366,866,553	0.75
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2024/02/15	アメリカ	2024/2/15	2.750000	国債証券	374,448,900	98.34	368,260,761	97.94	366,740,513	0.75
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.875% 2024/01/31	アメリカ	2024/1/31	0.875000	国債証券	350,964,300	95.79	336,207,356	96.19	337,611,201	0.69
8	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/02/25	フランス	2028/2/25	0.750000	国債証券	351,918,160	93.88	330,402,983	91.12	320,690,349	0.65
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2041/02/15	アメリカ	2041/2/15	1.875000	国債証券	412,937,550	77.93	321,819,067	74.76	308,735,337	0.63
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2032/08/15	アメリカ	2032/8/15	2.750000	国債証券	326,175,000	93.16	303,868,340	93.64	305,432,307	0.62
11	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2027/05/15	アメリカ	2027/5/15	2.375000	国債証券	320,303,850	96.32	308,544,874	94.50	302,712,158	0.62
12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2032/05/15	アメリカ	2032/5/15	2.875000	国債証券	316,128,810	99.58	314,801,443	94.78	299,630,835	0.61
13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2027/03/31	アメリカ	2027/3/31	0.625000	国債証券	339,222,000	87.07	295,389,747	88.03	298,647,866	0.61

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
14	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2026/12/31	アメリカ	2026/12/31	1.250000	国債証券	326,175,000	89.27	291,202,453	90.76	296,054,776	0.60
15	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.5% 2026/04/25	フランス	2026/4/25	3.500000	国債証券	283,261,560	108.07	306,124,530	102.63	290,727,767	0.59
16	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2031/05/15	アメリカ	2031/5/15	1.625000	国債証券	334,264,140	90.19	301,477,548	86.60	289,477,962	0.59
17	SPAIN GOVERNMENT BOND 2.8% 2026/05/31	スペイン	2026/5/31	2.800000	国債証券	283,120,000	99.61	282,035,650	99.47	281,636,451	0.57
18	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2025/11/30	アメリカ	2025/11/30	2.875000	国債証券	281,815,200	97.43	274,573,445	97.00	273,360,744	0.56
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2% 2051/08/15	アメリカ	2051/8/15	2.000000	国債証券	376,405,950	72.79	274,020,671	70.31	264,660,432	0.54
20	UNITED KINGDOM GILT 0.25% 2025/01/31	イギリス	2025/1/31	0.250000	国債証券	278,997,100	94.37	263,311,463	93.70	261,443,524	0.53
21	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2052/02/15	アメリカ	2052/2/15	2.250000	国債証券	350,051,010	76.84	269,014,006	74.53	260,911,061	0.53
22	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.5% 2029/04/25	フランス	2029/4/25	5.500000	国債証券	222,249,200	126.34	280,791,422	116.28	258,438,481	0.53
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2031/08/15	アメリカ	2031/8/15	1.250000	国債証券	309,213,900	88.16	272,606,130	83.53	258,314,386	0.53
24	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2027/02/25	フランス	2027/2/25	-	国債証券	283,120,000	93.23	263,962,048	90.03	254,909,356	0.52
25	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2028/7/4	ドイツ	2028/7/4	4.750000	国債証券	226,496,000	117.47	266,068,248	112.23	254,217,298	0.52
26	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2041/05/15	アメリカ	2041/5/15	2.250000	国債証券	318,346,800	84.85	270,139,768	79.37	252,700,202	0.52
27	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.25% 2024/03/15	アメリカ	2024/3/15	0.250000	国債証券	260,940,000	94.82	247,444,947	95.14	248,259,946	0.51

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
28	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.75% 2024/05/30	イタリア	2024/5/30	1.750000	国債証券	246,314,400	100.32	247,117,624	98.12	241,684,797	0.49
29	US TREASURY N/B 6.125% 2027/11/15	アメリカ	2027/11/15	6.125000	国債証券	218,276,310	112.22	244,950,823	110.37	240,922,477	0.49
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2027/05/31	アメリカ	2027/5/31	0.500000	国債証券	274,639,350	88.19	242,208,522	87.08	239,182,980	0.49

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.83

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「国内株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	15,435,072,520	92.80
内 日本	15,435,072,520	92.80
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,197,722,099	7.20
純資産総額	16,632,794,619	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	日本	投資信託 受益証券	543,106	28,165.7791	15,297,003,658	28,420.0000	15,435,072,520	92.80

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	92.80

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引所	日経225先物 2023年3月 限	買建	39	1,042,949,410	1,064,700,000	6.40
			日経225mini 2023年3月 限	買建	47	124,423,795	128,310,000	0.77

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	28,266,526,399	99.70
内 アメリカ	22,056,978,925	77.80
内 ドイツ	3,666,823,480	12.93
内 アイルランド	1,602,263,086	5.65
内 カナダ	940,460,908	3.32
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	84,605,314	0.30
純資産総額	28,351,131,713	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリー・ファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザー・ファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	392,935	53,079.42	20,856,765,677	52,510.26	20,633,119,366	72.78
2	iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	ドイツ	投資信託 受益証券	619,614	5,372.85	3,329,093,706	5,917.91	3,666,823,480	12.93
3	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	アイルラ ンド	投資信託 受益証券	1,308,824	1,173.37	1,535,736,006	1,224.20	1,602,263,086	5.65
4	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	233,041	5,713.08	1,331,383,154	6,109.91	1,423,859,559	5.02
5	iShares S&P/TSX 60 Index ETF	カナダ	投資信託 受益証券	306,824	3,006.50	922,466,869	3,065.14	940,460,908	3.32

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.70

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	2,201,364,969	99.80
内 アメリカ	2,201,364,969	99.80
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,388,898	0.20
純資産総額	2,205,753,867	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	331,876	6,740.45	2,236,995,653	6,633.09	2,201,364,969	99.80

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.80

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資証券	3,294,144,750	97.15
内 日本	3,294,144,750	97.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	96,724,860	2.85
純資産総額	3,390,869,610	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人	日本	投資証券	381	651,640.77	248,275,135	567,000.00	216,027,000	6.37
2	日本プロロジスリート投資法人	日本	投資証券	599	313,326.49	187,682,573	294,300.00	176,285,700	5.20
3	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	投資証券	310	609,997.52	189,099,234	557,000.00	172,670,000	5.09
4	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	投資証券	1,057	169,269.38	178,917,742	151,900.00	160,558,300	4.74
5	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	1,567	108,847.32	170,563,752	100,300.00	157,170,100	4.64
6	G L P投資法人	日本	投資証券	1,055	155,357.61	163,902,288	146,700.00	154,768,500	4.56
7	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	478	301,795.70	144,258,347	282,800.00	135,178,400	3.99
8	オリックス不動産投資法人	日本	投資証券	619	192,883.82	119,395,085	178,700.00	110,615,300	3.26
9	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	695	155,923.11	108,366,566	147,800.00	102,721,000	3.03
10	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	310	339,847.46	105,352,714	317,500.00	98,425,000	2.90
11	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	1,001	77,646.25	77,723,900	82,200.00	82,282,200	2.43
12	日本プライムリアルティ投資法人	日本	投資証券	223	398,310.26	88,823,190	352,000.00	78,496,000	2.31
13	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	1,367	46,680.95	63,812,862	55,300.00	75,595,100	2.23
14	積水ハウス・リート投資法人	日本	投資証券	982	79,558.71	78,126,663	71,000.00	69,722,000	2.06
15	産業ファンド投資法人	日本	投資証券	464	156,659.49	72,690,006	143,900.00	66,769,600	1.97

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
16	日本アコモデーションファンド 投資法人	日本	投資証券	113	623,899.16	70,500,606	583,000.00	65,879,000	1.94
17	アクティブ・プロパティーズ 投資法人	日本	投資証券	164	439,230.50	72,033,802	389,000.00	63,796,000	1.88
18	ラサールロジポート投資法人	日本	投資証券	400	161,015.04	64,406,018	157,300.00	62,920,000	1.86
19	日本ロジスティクスファンド 投資法人	日本	投資証券	209	323,205.04	67,549,854	296,100.00	61,884,900	1.83
20	ケネディクス・オフィス投資 法人	日本	投資証券	190	336,478.06	63,930,832	308,500.00	58,615,000	1.73
21	フロンティア不動産投資法人	日本	投資証券	115	523,409.46	60,192,088	501,000.00	57,615,000	1.70
22	三井不動産ロジスティクスパー ク投資法人	日本	投資証券	123	492,967.18	60,634,964	453,500.00	55,780,500	1.65
23	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	507	115,110.10	58,360,821	108,700.00	55,110,900	1.63
24	イオンリート投資法人	日本	投資証券	380	159,659.88	60,670,758	143,600.00	54,568,000	1.61
25	森ヒルズリート投資法人	日本	投資証券	365	162,531.14	59,323,868	147,600.00	53,874,000	1.59
26	三菱地所物流リート投資法人	日本	投資証券	113	445,150.83	50,302,044	408,500.00	46,160,500	1.36
27	ケネディクス・レジデンシャル ・ネクスト投資法人	日本	投資証券	234	213,129.81	49,872,376	193,600.00	45,302,400	1.34
28	ヒューリックリート投資法人	日本	投資証券	287	171,394.01	49,190,083	155,200.00	44,542,400	1.31
29	星野リゾート・リート投資法人	日本	投資証券	57	704,958.45	40,182,632	745,000.00	42,465,000	1.25
30	コンフォリア・レジデンシャル 投資法人	日本	投資証券	146	312,467.02	45,620,186	288,900.00	42,179,400	1.24

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.15

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
不動産投信指 数先物取引	日本	大阪取引所	東証REIT指数先物 2023年3月限	買建	46	84,938,018	83,467,000	2.46

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

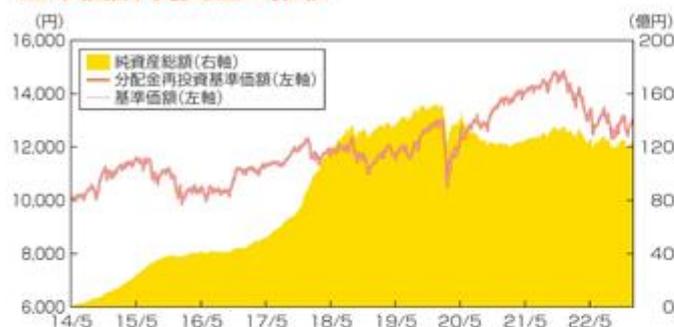
(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（参考情報）

運用実績

2023年1月末現在

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

	設定来累計	0円
第4期	2018年8月	0円
第5期	2019年8月	0円
第6期	2020年8月	0円
第7期	2021年8月	0円
第8期	2022年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

資産構成比率

銘柄名	比率(%)	市場別投資比率(%)
国内債券インデックス・マザーファンド	2.8	国内の債券市場 2.8
ISHARES 20+ YEAR TREASURY BO	13.8	
iShares iBoxx \$ Investment Grade Corporate Bond ETF	7.8	海外の債券市場 33.2
iシェアーズ ドイツ国債 ETF(為替ヘッジあり)	6.6	
先進国債券インデックス・マザーファンド	4.9	
国内株式インデックス・マザーファンド	13.2	国内の株式市場 13.2
先進国株式インデックス・マザーファンド	23.6	
iShares Core S&P 500 ETF	13.5	海外の株式市場 42.8
新興国株式インデックス・マザーファンド	3.3	
iShares Core DAX UCITS ETF (DE)	1.9	
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF (Dist)	0.5	
国内リートインデックス・マザーファンド	3.3	国内のリート市場 3.3
現金等	4.7	

※ 比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

年間収益率の推移

※ 2014年は設定日(5月28日)から年末までの収益率を表示しています。

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。

※ 当ファンドにはベンチマークはありません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、購入価額には、購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

a. 購入受付日の翌営業日の基準価額に1.10%(税抜1.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

b. 「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

ファンドの受益権の投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を申込することができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金単位

換金単位は各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「iパズル」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

不動産投資信託証券：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年8月3日から翌年8月2日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等

- a . 委託会社は、信託期間中において、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、換金により、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c . a . および b . の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d . c . の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e . c . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f . c . ~ e . までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c . ~ e . までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- g . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。

- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- i. h. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更b.」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、a.の事項(a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. b.の書面決議において、投資者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. b.の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。
- f. b.~e.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g . a . ~ f . までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ f . の規定にしたがいます。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

a . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b . 「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

< 一般コース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

< 累積投資コース >

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとし、

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として7営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2021年8月3日から2022年8月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

(4) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(5) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2022年8月3日から2023年2月2日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2021年8月2日現在)	第8期 (2022年8月2日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	42,563,574	134,599
金銭信託	760,470,430	2,526,308,640
投資信託受益証券	5,313,563,520	3,282,909,059
親投資信託受益証券	6,839,949,213	6,754,835,961
派生商品評価勘定	12,160,971	93,692,346
未収入金	665,978,759	-
未収配当金	-	1,745,207
流動資産合計	13,634,686,467	12,659,625,812
資産合計	13,634,686,467	12,659,625,812
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,993,291	-
未払金	824,383,246	-
未払解約金	48,759,738	68,969,758
未払受託者報酬	2,016,482	2,077,969
未払委託者報酬	48,738,130	52,123,960
その他未払費用	1,088,885	1,193,585
流動負債合計	926,979,772	124,365,272
負債合計	926,979,772	124,365,272
純資産の部		
元本等		
元本	8,924,205,018	9,568,098,477
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,783,501,677	2,967,162,063
（分配準備積立金）	2,016,242,086	1,886,921,078
元本等合計	12,707,706,695	12,535,260,540
純資産合計	12,707,706,695	12,535,260,540
負債純資産合計	13,634,686,467	12,659,625,812

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)	第8期 (自 2021年8月3日 至 2022年8月2日)
営業収益		
受取配当金	100,792,405	80,445,440
有価証券売買等損益	1,512,763,833	622,861,477
為替差損益	139,137,954	406,199,423
営業収益合計	1,474,418,284	948,615,460
営業費用		
支払利息	98,060	-
受託者報酬	4,094,359	4,264,520
委託者報酬	96,330,801	105,442,878
その他費用	4,433,053	4,258,057
営業費用合計	104,956,273	113,965,455
営業利益又は営業損失()	1,369,462,011	1,062,580,915
経常利益又は経常損失()	1,369,462,011	1,062,580,915
当期純利益又は当期純損失()	1,369,462,011	1,062,580,915
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	151,347,077	27,453,003
期首剰余金又は期首欠損金()	2,824,941,600	3,783,501,677
剰余金増加額又は欠損金減少額	448,214,743	674,435,165
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	448,214,743	674,435,165
剰余金減少額又は欠損金増加額	707,769,600	455,646,867
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	707,769,600	455,646,867
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	3,783,501,677	2,967,162,063

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、投資信託受益証券の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期 (2021年8月2日現在)	第8期 (2022年8月2日現在)
1 当計算期間の末日における受益権総数	8,924,205,018口	9,568,098,477口
2 1口当たり純資産額	1.4240円	1.3101円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)	第8期 (自 2021年8月3日 至 2022年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（171,809,567円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,046,305,367円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（853,311,322円）、収益調整金（その他収益調整金）（913,948,269円）、分配準備積立金（798,127,152円）により、分配対象収益は3,783,501,677円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（92,432,257円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（1,350,399,658円）、分配準備積立金（1,794,488,821円）により、分配対象収益は3,237,320,736円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券及び投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「低格付債券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「流動性リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「インフレ連動債への投資リスク」、「商品市場および金への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。親投資信託の外貨建資産の時価総額のうち当ファンドに属するとみなした額および当ファンドの組入外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とした為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第7期 (2021年8月2日現在)	第8期 (2022年8月2日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載 しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の 「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該帳簿価額によっ ております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含 まれております。当該価額の算定においては一定の前 提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によ った場合、当該価額が異なることもあります。また、 デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも デリバティブ取引における名目的な契約額又は計算 上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ 取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であり ます。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を 採用しているため、異なる前提条件等によった場合、 当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくま でもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計 算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ 取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従
い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第7期 (2021年8月2日現在)	第8期 (2022年8月2日現在)
期首元本額	10,252,054,970円	8,924,205,018円
期中追加設定元本額	1,222,863,708円	1,719,717,617円
期中一部解約元本額	2,550,713,660円	1,075,824,158円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第7期 (2021年8月2日現在)	第8期 (2022年8月2日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	30,108,281	247,991,260
親投資信託受益証券	268,345,456	210,615,826
合計	298,453,737	37,375,434

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第7期(2021年8月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	4,356,276,352	-	4,345,228,700	11,047,652
	イギリスポンド	278,846,749	-	280,707,721	1,860,972
	オーストラリアドル	38,932,154	-	38,578,660	353,494
	カナダドル	40,795,790	-	40,859,270	63,480
	ユーロ	1,180,244,862	-	1,180,024,280	220,582
買建					
イギリスポンド	149,941,388	-	150,411,792	470,404	
合計	6,045,037,295	-	6,035,810,423	10,167,680	

通貨関連

区分	種類	第8期(2022年8月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	1,898,287,682	-	1,823,948,529	74,339,153
	イギリスポンド	79,531,907	-	78,010,824	1,521,083
	オーストラリアドル	23,376,834	-	23,048,928	327,906
	カナダドル	31,823,181	-	30,852,247	970,934
	ユーロ	585,204,750	-	568,671,480	16,533,270
	合計	2,618,224,354	-	2,524,532,008	93,692,346

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	iShares 20+ Year Treasury Bond ETF	65,563.000	7,870,182.520	
		iShares 7-10 Year Treasury Bond ETF	4,609.000	486,710.400	
		iShares Core S&P 500 ETF	37,971.000	15,680,124.450	
	アメリカドル 小計		108,143.000	24,037,017.370 (3,145,964,833)	
	ユーロ	iShares Core DAX® UCITS ETF	5,888.000	669,701.120	
		iShares Germany Govt Bond UCITS ETF	2,575.000	347,715.120	
	ユーロ 小計		8,463.000	1,017,416.240 (136,944,226)	
投資信託受益証券 合計				3,282,909,059 (3,282,909,059)	
親投資信託受益証券	日本円	国内株式インデックス・マザーファンド	636,511,235	1,458,310,890	
		国内債券インデックス・マザーファンド	101,384,109	110,265,356	
		国内リート・インデックス・マザーファンド	880,251,084	1,650,118,682	
		先進国株式インデックス・マザーファンド	685,640,349	1,997,887,412	
		先進国債券インデックス・マザーファンド	1,117,835,638	1,538,253,621	
	日本円 小計		3,421,622,415	6,754,835,961	
親投資信託受益証券 合計				6,754,835,961	
合計				10,037,745,020 (3,282,909,059)	

(注1) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 3銘柄	100.0%	95.8%
ユーロ	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	4.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

(参考情報)

当ファンドは「国内債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2022年8月2日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年8月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	54,829,494
国債証券	35,023,886,330
地方債証券	1,823,002,710
特殊債券	2,011,482,890
社債券	2,212,451,380
未収入金	1,315,095,110
未収利息	73,549,189
前払費用	3,889,577
流動資産合計	42,518,186,680
資産合計	42,518,186,680
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,340,179,165
流動負債合計	1,340,179,165
負債合計	1,340,179,165
純資産の部	
元本等	
元本	37,861,785,573
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,316,221,942
元本等合計	41,178,007,515
純資産合計	41,178,007,515
負債純資産合計	42,518,186,680

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を開示対象ファンドの当計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	37,861,785,573口
2 1口当たり純資産額	1.0876円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2022年8月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2022年 8 月 2 日現在)	
同計算期間の期首元本額	37,182,206,949円
同計算期間中の追加設定元本額	32,302,452,631円
同計算期間中の一部解約元本額	31,622,874,007円
同計算期間末日の元本額	37,861,785,573円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド	620,227,974円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	9,076,128,406円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	101,384,109円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	2,470,897,950円
ブラックロックLifePathファンド2055	328,053,849円
ブラックロックLifePathファンド2045	818,106,360円
ブラックロックLifePathファンド2035	3,280,071,141円
GTAAセレクト・ベガ（適格機関投資家限定）	944,564,454円
GTAAセレクト・ベガ 2019 - 03（適格機関投資家限定）	809,747,041円
GTAAセレクト・ベガ 2020 - 06（適格機関投資家限定）	1,065,414,059円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	6,420,420,209円
ブラックロックLifePathファンド2030	3,547,383,185円
ブラックロックLifePathファンド2040	1,664,830,652円
ブラックロックLifePathファンド2050	316,431,401円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	3,649,512,045円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,848,151,550円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	727,258,881円
ブラックロックLifePathファンド2060	45,880,861円
ブラックロックLifePathファンド2065	127,321,446円
合計	37,861,785,573円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2022年8月2日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	921,037,680
地方債証券	15,684,390
特殊債券	28,664,111
社債券	19,605,450
合計	984,991,631

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
国債証券	1 4 0 年国債	17,000,000	22,080,280	
	1 0 4 0 年国債	158,000,000	144,111,800	
	1 0 6 2 0 年国債	45,000,000	51,070,050	
	1 1 4 0 年国債	130,000,000	114,450,700	
	1 1 1 2 0 年国債	85,000,000	97,729,600	
	1 1 3 2 0 年国債	10,000,000	11,473,000	
	1 1 4 2 0 年国債	191,000,000	219,873,470	
	1 1 6 2 0 年国債	3,000,000	3,487,440	
	1 1 8 2 0 年国債	103,000,000	118,530,340	
	1 2 4 0 年国債	162,000,000	127,780,740	
	1 2 3 2 0 年国債	333,000,000	388,511,100	
	1 2 5 2 0 年国債	80,000,000	94,329,600	
	1 2 8 2 0 年国債	100,000,000	115,740,000	
	1 2 9 2 0 年国債	100,000,000	114,861,000	
	1 3 4 0 年国債	108,000,000	84,775,680	
	1 3 0 2 0 年国債	264,000,000	304,196,640	
	1 3 1 2 0 年国債	155,000,000	177,200,650	
	1 3 3 2 0 年国債	160,000,000	184,676,800	
	1 3 4 2 0 年国債	226,000,000	261,389,340	
	1 3 7 2 0 年国債	130,000,000	149,397,300	
	1 3 8 2 0 年国債	65,000,000	73,435,050	
	1 3 8 5 年国債	100,000,000	100,318,000	
	1 3 9 5 年国債	325,000,000	326,111,500	
	1 4 3 0 年国債	100,000,000	123,872,000	
	1 4 4 0 年国債	265,000,000	222,395,950	
	1 4 0 2 0 年国債	240,000,000	276,297,600	
	1 4 0 5 年国債	285,000,000	286,071,600	
	1 4 1 2 0 年国債	72,000,000	82,982,880	
	1 4 1 5 年国債	477,000,000	479,036,790	
	1 4 2 2 0 年国債	164,000,000	190,684,440	
	1 4 2 5 年国債	245,000,000	246,168,650	
	1 4 3 2 0 年国債	160,000,000	182,928,000	
	1 4 3 5 年国債	150,000,000	150,789,000	
	1 4 4 2 0 年国債	160,000,000	181,267,200	
	1 4 4 5 年国債	300,000,000	301,731,000	
	1 4 5 2 0 年国債	30,000,000	34,662,300	
	1 4 5 5 年国債	353,000,000	355,216,840	
	1 4 6 2 0 年国債	150,000,000	173,461,500	
	1 4 6 5 年国債	450,000,000	452,974,500	
	1 4 7 2 0 年国債	210,000,000	240,838,500	
1 4 7 5 年国債	480,000,000	481,656,000		
1 4 8 2 0 年国債	150,000,000	170,415,000		
1 4 8 5 年国債	300,000,000	301,050,000		
1 4 9 2 0 年国債	155,000,000	176,233,450		
1 4 9 5 年国債	225,000,000	225,744,750		
1 5 3 0 年国債	80,000,000	100,303,200		

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	1 5 0 2 0年国債	161,000,000	181,305,320	
	1 5 0 5年国債	200,000,000	200,570,000	
	1 5 1 2 0年国債	280,000,000	308,607,600	
	1 5 1 5年国債	330,000,000	330,762,300	
	1 5 2 2 0年国債	272,000,000	299,776,640	
	1 5 2 5年国債	100,000,000	100,672,000	
	1 5 3 2 0年国債	220,000,000	245,152,600	
	1 5 4 2 0年国債	110,000,000	121,129,800	
	1 5 5 2 0年国債	99,000,000	106,409,160	
	1 5 6 2 0年国債	176,000,000	174,980,960	
	1 5 7 2 0年国債	165,000,000	159,195,300	
	1 5 8 2 0年国債	120,000,000	120,397,200	
	1 5 9 2 0年国債	152,000,000	154,245,040	
	1 6 0 2 0年国債	120,000,000	123,187,200	
	1 6 1 2 0年国債	100,000,000	100,965,000	
	1 6 2 2 0年国債	75,000,000	75,523,500	
	1 6 3 2 0年国債	50,000,000	50,247,500	
	1 6 4 2 0年国債	115,000,000	113,599,300	
	1 6 5 2 0年国債	90,000,000	88,695,000	
	1 6 6 2 0年国債	70,000,000	70,924,700	
	1 6 7 2 0年国債	105,000,000	102,820,200	
	1 6 8 2 0年国債	50,000,000	48,016,000	
	1 6 9 2 0年国債	158,000,000	148,682,740	
	1 7 0 2 0年国債	120,000,000	112,484,400	
	1 7 2 2 0年国債	50,000,000	47,349,000	
	1 7 3 2 0年国債	138,000,000	130,281,660	
	1 7 4 2 0年国債	91,000,000	85,642,830	
	1 7 5 2 0年国債	40,000,000	38,230,000	
	1 7 6 2 0年国債	160,000,000	152,340,800	
	1 7 7 2 0年国債	117,000,000	109,054,530	
	1 7 8 2 0年国債	80,000,000	75,766,400	
	1 7 9 2 0年国債	120,000,000	113,388,000	
	1 8 3 0年国債	50,000,000	61,902,500	
	1 8 0 2 0年国債	110,000,000	109,720,600	
	1 8 1 2 0年国債	60,000,000	60,820,200	
	2 0 3 0年国債	110,000,000	139,428,300	
	2 1 3 0年国債	71,000,000	88,301,280	
	2 2 3 0年国債	150,000,000	190,707,000	
	2 4 3 0年国債	197,000,000	251,492,170	
	2 6 3 0年国債	150,000,000	189,882,000	
	2 7 3 0年国債	190,000,000	243,625,600	
	2 8 3 0年国債	213,000,000	273,952,080	
	2 9 3 0年国債	250,000,000	318,527,500	
	3 4 0年国債	50,000,000	62,784,000	
	3 0 3 0年国債	180,000,000	226,605,600	
	3 1 3 0年国債	147,000,000	182,826,840	
	3 2 3 0年国債	228,000,000	287,496,600	
	3 3 3 0年国債	232,000,000	281,202,560	
	3 3 2 1 0年国債	55,000,000	55,554,950	
	3 3 3 1 0年国債	185,000,000	187,140,450	
	3 3 4 1 0年国債	200,000,000	202,636,000	
	3 3 5 1 0年国債	100,000,000	101,281,000	
	3 3 6 1 0年国債	235,000,000	238,362,850	
	3 3 7 1 0年国債	200,000,000	201,908,000	

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	3 3 8 1 0年国債	386,000,000	391,083,620	
	3 3 9 1 0年国債	350,000,000	355,050,500	
	3 4 3 0年国債	255,000,000	317,768,250	
	3 4 0 1 0年国債	390,000,000	396,123,000	
	3 4 1 1 0年国債	500,000,000	506,695,000	
	3 4 2 1 0年国債	495,000,000	498,420,450	
	3 4 3 1 0年国債	200,000,000	201,440,000	
	3 4 4 1 0年国債	290,000,000	292,102,500	
	3 4 5 1 0年国債	465,000,000	468,264,300	
	3 4 6 1 0年国債	188,000,000	189,263,360	
	3 4 7 1 0年国債	485,000,000	488,079,750	
	3 4 8 1 0年国債	360,000,000	362,217,600	
	3 4 9 1 0年国債	308,000,000	309,906,520	
	3 5 3 0年国債	150,000,000	181,978,500	
	3 5 0 1 0年国債	345,000,000	347,232,150	
	3 5 1 1 0年国債	403,000,000	405,486,510	
	3 5 2 1 0年国債	240,000,000	241,471,200	
	3 5 3 1 0年国債	430,000,000	432,601,500	
	3 5 4 1 0年国債	510,000,000	513,039,600	
	3 5 5 1 0年国債	315,000,000	316,729,350	
	3 5 6 1 0年国債	379,000,000	380,887,420	
	3 5 7 1 0年国債	559,000,000	561,051,530	
	3 5 8 1 0年国債	472,000,000	473,250,800	
	3 5 9 1 0年国債	402,000,000	402,627,120	
	3 6 3 0年国債	220,000,000	267,278,000	
	3 6 0 1 0年国債	426,000,000	426,340,800	
	3 6 1 1 0年国債	240,000,000	240,000,000	
	3 6 2 1 0年国債	355,000,000	354,694,700	
	3 6 3 1 0年国債	405,000,000	404,287,200	
	3 6 4 1 0年国債	385,000,000	384,129,900	
	3 6 5 1 0年国債	225,000,000	224,268,750	
	3 6 6 1 0年国債	38,000,000	38,325,660	
	3 6 7 1 0年国債	100,000,000	100,291,000	
	3 7 3 0年国債	140,000,000	167,573,000	
	3 8 3 0年国債	30,000,000	35,342,700	
	3 9 3 0年国債	121,000,000	144,812,800	
	4 4 0年国債	61,000,000	76,440,320	
	4 0 3 0年国債	118,000,000	138,952,080	
	4 1 3 0年国債	91,000,000	105,375,270	
	4 2 3 0年国債	101,000,000	116,897,400	
	4 2 9 2年国債	120,000,000	120,208,800	
	4 3 3 0年国債	55,000,000	63,624,550	
	4 3 1 2年国債	100,000,000	100,186,000	
	4 3 2 2年国債	165,000,000	165,315,150	
	4 3 3 2年国債	315,000,000	315,589,050	
	4 3 4 2年国債	330,000,000	330,623,700	
	4 3 5 2年国債	310,000,000	310,592,100	
	4 3 6 2年国債	270,000,000	270,518,400	
	4 3 7 2年国債	140,000,000	140,281,400	
	4 3 8 2年国債	120,000,000	120,229,200	
	4 4 3 0年国債	125,000,000	144,521,250	
	4 5 3 0年国債	114,000,000	127,096,320	
	4 6 3 0年国債	130,000,000	144,799,200	
	4 7 3 0年国債	157,000,000	177,849,600	

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	4 8 3 0年国債	95,000,000	103,597,500	
	4 9 3 0年国債	189,000,000	205,860,690	
	5 4 0年国債	48,000,000	57,846,720	
	5 0 3 0年国債	49,000,000	47,126,730	
	5 1 3 0年国債	84,000,000	71,629,320	
	5 2 3 0年国債	41,000,000	36,587,580	
	5 3 3 0年国債	81,000,000	73,781,280	
	5 4 3 0年国債	109,000,000	103,769,090	
	5 5 3 0年国債	162,000,000	153,857,880	
	5 6 3 0年国債	153,000,000	144,817,560	
	5 7 3 0年国債	65,000,000	61,374,300	
	5 8 3 0年国債	130,000,000	122,324,800	
	5 9 3 0年国債	145,000,000	132,780,850	
	6 3 0年国債	80,000,000	96,728,800	
	6 4 0年国債	5,000,000	5,889,350	
	6 0 3 0年国債	116,000,000	111,177,880	
	6 1 3 0年国債	90,000,000	81,884,700	
	6 2 3 0年国債	162,000,000	139,397,760	
	6 3 3 0年国債	154,000,000	128,437,540	
	6 4 3 0年国債	118,000,000	97,976,580	
	6 5 3 0年国債	177,000,000	147,058,680	
	6 6 3 0年国債	67,000,000	55,647,520	
	6 7 3 0年国債	100,000,000	87,011,000	
	6 8 3 0年国債	93,000,000	80,754,690	
	6 9 3 0年国債	125,000,000	111,413,750	
	7 4 0年国債	60,000,000	67,731,600	
	7 0 2 0年国債	4,000,000	4,188,280	
	7 0 3 0年国債	52,000,000	46,164,560	
	7 1 3 0年国債	126,000,000	111,649,860	
	7 2 3 0年国債	46,000,000	40,683,780	
	7 3 3 0年国債	80,000,000	70,696,800	
	7 4 3 0年国債	140,000,000	133,733,600	
	7 5 3 0年国債	20,000,000	20,507,400	
	8 4 0年国債	101,000,000	106,108,580	
	8 8 2 0年国債	4,000,000	4,371,320	
	9 4 0年国債	152,000,000	117,920,080	
	9 1 2 0年国債	15,000,000	16,476,300	
	9 7 2 0年国債	10,000,000	11,140,300	
	9 9 2 0年国債	50,000,000	55,694,500	
国債証券	合計	33,730,000,000	35,023,886,330	
地方債証券	1 1 東京都20年	100,000,000	109,982,700	
	1 1 3 共同発行地方	100,000,000	100,048,200	
	1 2 1 共同発行地方	20,000,000	20,088,000	
	1 3 2 共同発行地方	100,000,000	101,048,300	
	1 3 5 共同発行地方	100,000,000	101,178,400	
	1 6 東京都20年	100,000,000	111,937,700	
	1 8 1 共同発行地方	100,000,000	100,455,600	
	2 名古屋市20年	50,000,000	52,376,650	
	2 - 1 北九州市5年	30,000,000	29,989,950	
	2 2 5 神奈川県公債	70,000,000	70,540,400	
	2 4 - 1 新潟市公債	50,000,000	50,138,850	
	2 4 - 1 8 兵庫県公債	100,000,000	100,168,400	
	2 4 - 6 埼玉県公債	100,000,000	100,188,400	
	2 5 - 1 岐阜県公債	100,000,000	100,957,400	

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	2 5 - 2 広島県公債	100,000,000	100,930,700	
	2 5 - 2 福井県公債	20,000,000	20,169,520	
	2 5 - 9 札幌市公債	20,000,000	20,189,560	
	2 6 - 8 埼玉県公債	100,000,000	100,753,900	
	2 9 - 1 0 愛知県5年	100,000,000	100,010,500	
	3 0 - 5 横浜市公債	100,000,000	100,873,100	
	3 0 - 5 千葉県公債	100,000,000	100,473,700	
	7 1 8 東京都公債	30,000,000	30,119,280	
	9 1 川崎市公債	100,000,000	100,383,500	
地方債証券	合計	1,790,000,000	1,823,002,710	
特殊債券	1 0 公営企業20年	100,000,000	104,566,300	
	1 1 2 鉄道建設・運	100,000,000	100,505,700	
	1 3 公営企業20年	150,000,000	158,971,650	
	1 3 5 住宅機構R M B S	81,541,000	80,301,576	
	1 6 3 住宅機構R M B S	93,619,000	91,709,172	
	1 6 8 住宅機構R M B S	95,149,000	93,740,794	
	1 7 0 住宅機構R M B S	96,080,000	94,264,088	
	1 8 2 住宅機構R M B S	100,000,000	99,210,000	
	1 8 7 住宅支援機構	100,000,000	99,982,600	
	1 9 政保政策投資C	30,000,000	30,140,250	
	2 2 5 政保道路機構	100,000,000	101,257,600	
	2 2 9 政保道路機構	20,000,000	20,264,560	
	2 6 住宅支援機構	100,000,000	102,855,200	
	2 8 地方公共団5年	100,000,000	99,775,300	
	3 5 4 信金中金	100,000,000	100,039,900	
	3 8 道路債券	100,000,000	104,664,700	
	3 9 政保地方公共団	15,000,000	15,004,200	
	4 2 道路債券	50,000,000	52,819,550	
	4 政保地方公共8年	100,000,000	100,402,800	
	5 1 政保地方公共団	100,000,000	100,960,200	
	5 7 鉄道建設・運	20,000,000	20,144,820	
	8 7 日本政策金融	100,000,000	99,910,100	
	9 農林漁業	100,000,000	109,905,700	
	9 6 地方公共団体	30,000,000	30,086,130	
特殊債券	合計	1,981,389,000	2,011,482,890	
社債券	1 日本酸素HD	100,000,000	98,966,800	
	1 3 西日本旅客鉄	100,000,000	109,660,500	
	1 4 クボタ	100,000,000	100,023,800	
	1 4 0 三菱地所	100,000,000	100,263,000	
	1 5 セブンアンドアイ	100,000,000	99,777,700	
	1 6 成田国際空港	100,000,000	101,054,100	
	1 7 N T Tファイナンス	100,000,000	99,936,300	
	1 7 アサヒグループHD	100,000,000	100,138,300	
	1 7 オリエンタルランド	100,000,000	99,625,900	
	1 9 三井住友TB	100,000,000	99,721,200	
	2 5 B P C E S . A .	100,000,000	98,343,500	
	2 5 ニチレイ	100,000,000	99,699,800	
	2 9 西日本高速道	100,000,000	100,661,000	
	3 4 東京センチュリー	100,000,000	98,100,700	
	3 8 三菱重工業	100,000,000	99,281,200	
	4 0 0 中国電力	10,000,000	9,936,780	
	4 1 京王電鉄	100,000,000	100,094,900	
	4 3 東洋紡	100,000,000	98,814,400	
	6 T D K	100,000,000	99,628,100	

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
	6 5 東京瓦斯	100,000,000	98,812,000	
	7 3 三井物産	100,000,000	99,431,800	
	7 5 ホンダファイナンス	100,000,000	100,337,500	
	7 6 三井不動産	100,000,000	100,142,100	
社債券 合計		2,210,000,000	2,212,451,380	
合計		39,711,389,000	41,070,823,310	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年 8 月 2 日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	42,891,102
金銭信託	3,209,731,540
国債証券	26,808,457,138
派生商品評価勘定	1,009,741
未収入金	164,956,670
未収利息	136,122,360
前払費用	15,609,015
流動資産合計	30,378,777,566
資産合計	30,378,777,566
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	40,924,555
未払金	3,285,729,126
未払解約金	217,344
流動負債合計	3,326,871,025
負債合計	3,326,871,025
純資産の部	
元本等	
元本	19,658,308,197
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	7,393,598,344
元本等合計	27,051,906,541
純資産合計	27,051,906,541
負債純資産合計	30,378,777,566

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を開示対象ファンドの当計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	19,658,308,197口
2 1口当たり純資産額	1.3761円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2022年8月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2022年8月2日現在)	
同計算期間の期首元本額	21,741,125,329円
同計算期間中の追加設定元本額	19,872,844,307円
同計算期間中の一部解約元本額	21,955,661,439円
同計算期間末日の元本額	19,658,308,197円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国債券VA（適格機関投資家専用）	2,451,658,589円
iシェアーズ 先進国債券インデックス・ファンド	425,361,475円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	1,117,835,638円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	4,414,712,417円
ブラックロックLifePathファンド2055	165,614,151円
ブラックロックLifePathファンド2045	230,303,059円
ブラックロックLifePathファンド2035	490,299,011円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,340,581,247円
ブラックロックLifePathファンド2030	443,944,818円
ブラックロックLifePathファンド2040	330,178,582円
ブラックロックLifePathファンド2050	125,061,417円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	6,541,451,671円
ブラックロックLifePathファンド2025	191,362,065円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	1,300,154,365円
ブラックロックLifePathファンド2060	23,883,034円
ブラックロックLifePathファンド2065	65,906,658円
合計	19,658,308,197円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2022年8月2日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,901,828,443
合計	1,901,828,443

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2022年8月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	5,369,582	-	5,222,260	147,322
	イギリスポンド	8,771,671	-	8,598,556	173,115
	ユーロ	35,752,256	-	35,062,952	689,304
	買建				
	人民元	137,887,440	-	134,874,121	3,013,319
	アメリカドル	1,599,545,823	-	1,575,288,626	24,257,197
	イギリスポンド	160,956,435	-	159,787,517	1,168,918
	イスラエルシェケル	11,999,166	-	11,905,150	94,016
	オーストラリアドル	53,668,227	-	53,086,086	582,141
	カナダドル	79,396,547	-	77,830,024	1,566,523
	シンガポールドル	9,604,604	-	9,491,204	113,400
	スウェーデンクローナ	6,266,879	-	6,218,893	47,986
	デンマーククローネ	11,582,392	-	11,486,838	95,554
	ポーランドズロチ	13,618,842	-	13,553,614	65,228
	マレーシアリングギット	17,965,073	-	17,750,205	214,868
	メキシコペソ	25,128,249	-	24,646,282	481,967
	ユーロ	1,100,373,269	-	1,091,149,831	9,223,438
	合計		3,277,886,455	-	3,235,952,159

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND 4.08% 2048/10/22	1,250,000.000	1,423,466.750		
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.12% 2026/12/5	2,300,000.000	2,361,617.000		
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.85% 2027/6/4	1,300,000.000	1,320,137.000		
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/5/21	2,100,000.000	2,081,707.560		
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.39% 2050/3/16	870,000.000	881,256.810		
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.89% 2031/11/18	1,550,000.000	1,564,477.000		
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.02% 2031/5/27	2,200,000.000	2,242,020.000		
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.81% 2050/9/14	770,000.000	843,201.920		
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.53% 2051/10/18	350,000.000	367,703.000		
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.99% 2025/4/9	4,250,000.000	4,215,872.500		
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.36% 2023/7/2	1,500,000.000	1,507,019.250		
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.69% 2026/8/12	1,500,000.000	1,512,630.000		
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.72% 2051/4/12	500,000.000	538,939.600		
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.03% 2026/3/11	2,150,000.000	2,193,472.000		
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.84% 2024/4/8	2,200,000.000	2,226,717.830		
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.01% 2028/5/13	2,600,000.000	2,654,640.100		
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.91% 2028/10/14	3,150,000.000	3,191,580.000		
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.28% 2024/3/17	2,800,000.000	2,809,128.000		
			人民元 小計		33,340,000.000	33,935,586.320 (656,029,181)
	アメリカドル	アメリカドル	UNITED STATES TREASURY 6.25% 2023/8/15	590,000.000	609,612.870	
US TREASURY N/B 5.25% 2029/2/15			490,000.000	565,318.340		
US TREASURY N/B 5.375% 2031/2/15			310,000.000	375,245.300		
US TREASURY N/B 1.75% 2041/8/15			880,000.000	700,528.120		
US TREASURY N/B 1.25% 2028/4/30			830,000.000	766,161.330		

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 4.625% 2040/2/15	90,000.000	112,021.870	
		US TREASURY N/B 4.75% 2041/2/15	200,000.000	251,953.120	
		US TREASURY N/B 4.5% 2039/8/15	35,000.000	42,991.210	
		US TREASURY N/B 3.75% 2041/8/15	225,000.000	247,306.630	
		US TREASURY N/B 3.875% 2040/8/15	500,000.000	564,355.470	
		US TREASURY N/B 3.5% 2039/2/15	100,000.000	109,472.650	
		US TREASURY N/B 4.25% 2040/11/15	385,000.000	454,901.550	
		US TREASURY N/B 2.75% 2042/8/15	160,000.000	149,912.490	
		US TREASURY N/B 2.75% 2042/11/15	250,000.000	233,955.070	
		US TREASURY N/B 2.875% 2043/5/15	220,000.000	209,386.710	
		US TREASURY N/B 2.5% 2023/8/15	700,000.000	696,390.620	
		US TREASURY N/B 3.625% 2043/8/15	285,000.000	304,860.930	
		US TREASURY N/B 2.125% 2024/3/31	1,000,000.000	986,289.060	
		US TREASURY N/B 2.5% 2046/2/15	170,000.000	150,629.290	
		US TREASURY N/B 1.625% 2026/2/15	460,000.000	441,995.310	
		US TREASURY N/B 2% 2024/4/30	940,000.000	924,908.580	
		US TREASURY N/B 2.875% 2028/5/15	930,000.000	939,191.010	
		US TREASURY N/B 2.75% 2025/6/30	550,000.000	548,796.870	
		US TREASURY N/B 2.5% 2026/2/28	800,000.000	792,187.500	
		US TREASURY N/B 1.5% 2026/8/15	967,000.000	920,765.300	
		US TREASURY N/B 1.375% 2023/9/30	90,000.000	88,351.170	
		US TREASURY N/B 2% 2024/5/31	685,000.000	673,868.750	
		US TREASURY N/B 2.125% 2024/2/29	400,000.000	394,734.370	
		US TREASURY N/B 2.375% 2027/5/15	1,095,000.000	1,078,660.530	
		US TREASURY N/B 3% 2047/5/15	215,000.000	209,322.650	
		US TREASURY N/B 2.25% 2024/10/31	650,000.000	641,087.880	
		US TREASURY N/B 2.125% 2024/11/30	200,000.000	196,546.870	
		US TREASURY N/B 2.25% 2027/8/15	760,000.000	744,117.170	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 2.75% 2047/8/15	1,052,000.000	980,784.520	
		US TREASURY N/B 2.25% 2027/11/15	1,120,000.000	1,095,018.730	
		US TREASURY N/B 2.5% 2025/1/31	750,000.000	743,085.930	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/7/31	120,000.000	119,742.180	
		US TREASURY N/B 2.875% 2025/4/30	1,000,000.000	1,000,039.060	
		US TREASURY N/B 2.875% 2028/8/15	1,055,000.000	1,065,302.720	
		US TREASURY N/B 2.75% 2028/2/15	352,000.000	352,880.000	
		US TREASURY N/B 3% 2048/2/15	300,000.000	294,843.740	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/8/31	550,000.000	548,646.480	
		US TREASURY N/B 2.5% 2024/1/31	1,760,000.000	1,748,174.990	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/11/15	1,650,000.000	1,646,003.880	
		US TREASURY N/B 3.75% 2043/11/15	196,000.000	213,448.590	
		US TREASURY N/B 2.875% 2023/9/30	550,000.000	549,312.500	
		US TREASURY N/B 2.875% 2023/10/31	1,015,000.000	1,014,286.330	
		US TREASURY N/B 3% 2025/10/31	890,000.000	894,762.880	
		US TREASURY N/B 3.125% 2028/11/15	940,000.000	963,536.700	
		US TREASURY N/B 2.875% 2023/11/30	1,200,000.000	1,198,875.000	
		US TREASURY N/B 2.875% 2025/11/30	560,000.000	560,984.370	
		US TREASURY N/B 2.625% 2023/12/31	760,000.000	756,704.680	
		US TREASURY N/B 2.25% 2026/3/31	1,320,000.000	1,296,126.550	
		US TREASURY N/B 2.625% 2029/2/15	775,000.000	773,244.140	
		US TREASURY N/B 3% 2049/2/15	415,000.000	414,027.340	
		US TREASURY N/B 2.375% 2024/2/29	1,220,000.000	1,209,182.020	
		US TREASURY N/B 2.5% 2026/2/28	800,000.000	792,187.500	
		US TREASURY N/B 1.5% 2024/11/30	800,000.000	775,250.000	
		US TREASURY N/B 2.75% 2024/2/15	710,000.000	707,753.510	
		US TREASURY N/B 3.625% 2044/2/15	280,000.000	299,370.300	
		US TREASURY N/B 1.875% 2026/7/31	500,000.000	483,652.340	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 1.5% 2024/9/30	1,000,000.000	971,093.750	
		US TREASURY N/B 1.625% 2026/9/30	640,000.000	612,474.990	
		US TREASURY N/B 2.125% 2026/5/31	239,000.000	233,631.830	
		US TREASURY N/B 2.25% 2024/4/30	1,700,000.000	1,680,210.940	
		US TREASURY N/B 2.375% 2026/4/30	720,000.000	710,156.240	
		US TREASURY N/B 2.375% 2029/5/15	915,000.000	898,916.010	
		US TREASURY N/B 2.875% 2049/5/15	250,000.000	244,150.380	
		US TREASURY N/B 1.5% 2030/2/15	760,000.000	703,356.230	
		US TREASURY N/B 2% 2050/2/15	525,000.000	427,628.890	
		US TREASURY N/B 2.25% 2049/8/15	817,000.000	703,736.990	
		US TREASURY N/B 1.375% 2025/1/31	270,000.000	260,286.320	
		US TREASURY N/B 1.75% 2024/12/31	1,280,000.000	1,246,449.990	
		US TREASURY N/B 1.375% 2026/8/31	1,000,000.000	947,460.940	
		US TREASURY N/B 2.375% 2049/11/15	430,000.000	381,137.880	
		US TREASURY N/B 1.125% 2040/8/15	640,000.000	462,824.990	
		US TREASURY N/B 1.625% 2026/10/31	930,000.000	889,094.510	
		US TREASURY N/B 1.125% 2027/2/28	800,000.000	745,781.240	
		US TREASURY N/B 0.625% 2030/8/15	1,635,000.000	1,402,842.760	
		US TREASURY N/B 1.375% 2050/8/15	650,000.000	450,556.620	
		US TREASURY N/B 0.5% 2027/5/31	1,105,000.000	996,097.060	
		US TREASURY N/B 0.25% 2025/7/31	500,000.000	463,164.060	
		US TREASURY N/B 1.875% 2051/2/15	855,000.000	673,947.040	
		US TREASURY N/B 1.125% 2031/2/15	330,000.000	293,790.220	
		US TREASURY N/B 0.625% 2027/11/30	1,320,000.000	1,185,009.370	
		US TREASURY N/B 0.375% 2024/9/15	500,000.000	474,179.690	
		US TREASURY N/B 3.375% 2044/5/15	260,000.000	267,556.250	
		US TREASURY N/B 2.5% 2024/5/15	990,000.000	982,458.980	
		US TREASURY N/B 1.5% 2025/2/15	300,000.000	289,910.150	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 1.875% 2032/2/15	120,000.000	112,725.000	
		US TREASURY N/B 2.25% 2052/2/15	620,000.000	535,621.860	
		US TREASURY N/B 0.875% 2026/6/30	800,000.000	744,312.490	
		US TREASURY N/B 1.25% 2028/6/30	300,000.000	276,398.430	
		US TREASURY N/B 0.75% 2024/11/15	750,000.000	714,609.370	
		US TREASURY N/B 0.375% 2024/4/15	800,000.000	765,875.000	
		US TREASURY N/B 0.25% 2023/9/30	1,500,000.000	1,453,476.570	
		US TREASURY N/B 0.875% 2026/9/30	980,000.000	908,758.590	
		US TREASURY N/B 1.25% 2028/9/30	760,000.000	698,220.300	
		US TREASURY N/B 2.25% 2041/5/15	1,640,000.000	1,429,042.170	
		US TREASURY N/B 0.125% 2023/10/15	150,000.000	145,019.530	
		US TREASURY N/B 0.125% 2023/7/31	160,000.000	155,537.500	
		US TREASURY N/B 1% 2028/7/31	300,000.000	272,027.340	
		US TREASURY N/B 0.75% 2026/3/31	1,500,000.000	1,394,531.250	
		US TREASURY N/B 1.25% 2028/3/31	1,200,000.000	1,109,109.360	
		US TREASURY N/B 0.75% 2026/4/30	80,000.000	74,275.000	
		US TREASURY N/B 1.875% 2051/11/15	750,000.000	592,031.250	
		US TREASURY N/B 1.375% 2031/11/15	930,000.000	837,145.300	
		US TREASURY N/B 0.625% 2030/5/15	200,000.000	172,304.680	
		US TREASURY N/B 1.25% 2050/5/15	790,000.000	530,133.200	
		US TREASURY N/B 1.625% 2031/5/15	1,542,000.000	1,427,253.500	
		US TREASURY N/B 2.375% 2051/5/15	1,320,000.000	1,169,025.000	
		US TREASURY N/B 1.25% 2031/8/15	1,870,000.000	1,670,508.940	
		US TREASURY N/B 2% 2051/8/15	1,085,000.000	881,732.020	
		US TREASURY N/B 0.375% 2025/4/30	300,000.000	280,476.560	
		US TREASURY N/B 0.5% 2027/4/30	500,000.000	451,230.470	
		US TREASURY N/B 0.5% 2027/10/31	300,000.000	267,949.210	
		US TREASURY N/B 0.375% 2026/1/31	830,000.000	763,600.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 1.875% 2041/2/15	1,365,000.000	1,118,180.240	
		US TREASURY N/B 0.125% 2023/8/31	300,000.000	290,917.960	
		US TREASURY N/B 1.375% 2028/10/31	810,000.000	749,091.790	
		US TREASURY N/B 0.875% 2030/11/15	200,000.000	174,921.870	
		US TREASURY N/B 1.625% 2050/11/15	840,000.000	621,304.670	
		US TREASURY N/B 1.375% 2040/11/15	1,035,000.000	778,877.910	
		US TREASURY N/B 0.625% 2027/12/31	200,000.000	179,226.560	
		US TREASURY N/B 1.5% 2028/11/30	1,000,000.000	931,210.940	
		US TREASURY N/B 1.375% 2028/12/31	200,000.000	185,117.180	
		US TREASURY N/B 2.375% 2029/3/31	1,500,000.000	1,472,519.530	
		US TREASURY N/B 2.875% 2032/5/15	2,145,000.000	2,196,278.890	
		US TREASURY N/B 2.875% 2052/5/15	845,000.000	838,134.370	
		US TREASURY N/B 2.375% 2024/8/15	950,000.000	939,906.250	
		US TREASURY N/B 3.125% 2044/8/15	200,000.000	197,492.180	
		US TREASURY N/B 3% 2044/11/15	503,000.000	485,964.790	
		US TREASURY N/B 2.25% 2024/11/15	1,050,000.000	1,035,357.420	
		US TREASURY N/B 2.5% 2045/2/15	353,000.000	312,446.350	
		US TREASURY N/B 2% 2025/2/15	550,000.000	538,441.400	
		US TREASURY N/B 2.125% 2025/5/15	580,000.000	568,671.870	
		US TREASURY N/B 2.25% 2027/2/15	1,065,000.000	1,043,325.580	
		US TREASURY N/B 2.25% 2025/11/15	79,000.000	77,614.410	
		US TREASURY N/B 3% 2045/11/15	100,000.000	96,941.400	
		US TREASURY N/B 2% 2025/8/15	900,000.000	878,097.650	
		US TREASURY N/B 2.875% 2045/8/15	351,000.000	332,449.080	
		US TREASURY N/B 2.5% 2046/5/15	35,000.000	30,998.240	
		US TREASURY N/B 1.625% 2026/5/15	1,700,000.000	1,630,406.250	
		US TREASURY N/B 2.75% 2025/2/28	1,400,000.000	1,395,734.350	
		US TREASURY N/B 2.625% 2025/3/31	320,000.000	318,112.490	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 2.875% 2046/11/15	398,000.000	378,037.800	
		US TREASURY N/B 2% 2026/11/15	1,500,000.000	1,455,117.170	
		US TREASURY N/B 2.25% 2046/8/15	60,000.000	50,547.650	
		US TREASURY N/B 1.875% 2024/8/31	1,000,000.000	979,101.560	
		US TREASURY N/B 6.125% 2027/11/15	473,000.000	551,728.630	
		US TREASURY N/B 5.25% 2028/11/15	540,000.000	619,312.500	
		US TREASURY N/B 6.25% 2030/5/15	735,000.000	922,224.010	
		US TREASURY N/B 6.5% 2026/11/15	700,000.000	805,820.310	
		US TREASURY N/B 5% 2037/5/15	150,000.000	193,312.500	
	アメリカドル	小計	108,372,000.000	103,426,831.530 (13,536,503,711)	
	イギリスポンド	UNITED KINGDOM GILT 6% 2028/12/7	66,000.000	83,548.080	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2032/6/7	103,000.000	125,695.020	
		UNITED KINGDOM GILT 5% 2025/3/7	170,000.000	184,331.000	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2036/3/7	90,000.000	112,449.600	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2046/12/7	458,000.000	617,214.540	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2027/12/7	450,000.000	509,760.000	
		UNITED KINGDOM GILT 4.75% 2030/12/7	390,000.000	483,740.400	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2049/12/7	369,000.000	511,714.440	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2039/9/7	420,000.000	537,747.000	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2034/9/7	325,000.000	411,157.500	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2040/12/7	190,000.000	245,212.100	
		UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2052/7/22	386,000.000	509,983.200	
		UNITED KINGDOM GILT 2.25% 2023/9/7	77,000.000	77,353.130	
		UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/1/22	135,000.000	155,344.500	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2068/7/22	336,000.000	468,048.000	
		UNITED KINGDOM GILT 1.75% 2057/7/22	129,000.000	114,978.460	
		UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2071/10/22	454,000.000	387,021.380	
		UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2054/10/22	350,000.000	301,777.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2041/10/22	50,000.000	41,805.100	
		UNITED KINGDOM GILT 0.25% 2025/1/31	300,000.000	289,179.000	
		UNITED KINGDOM GILT 0.5% 2029/1/31	315,000.000	292,532.970	
		UNITED KINGDOM GILT 1% 2032/1/31	340,000.000	314,479.390	
		UNITED KINGDOM GILT 1.5% 2053/7/31	20,000.000	16,675.360	
		UNITED KINGDOM GILT 0.125% 2024/1/31	370,000.000	360,620.500	
		UNITED KINGDOM GILT 0.625% 2035/7/31	160,000.000	132,305.600	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/1/22	133,000.000	159,007.130	
		UNITED KINGDOM GILT 0.375% 2026/10/22	395,000.000	374,495.150	
		UNITED KINGDOM GILT 2% 2025/9/7	485,000.000	490,577.500	
		UNITED KINGDOM GILT 1.75% 2037/9/7	290,000.000	272,820.400	
		イギリスポンド 小計	7,756,000.000	8,581,573.450 (1,378,200,696)	
	イスラエル シュケル	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 6.25% 2026/10/30	160,000.000	193,888.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 5.5% 2042/1/31	235,000.000	330,175.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 3.75% 2047/3/31	175,000.000	195,440.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 3.75% 2024/3/31	505,000.000	525,806.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1% 2030/03/31	575,000.000	524,745.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 0.5% 2025/4/30	50,000.000	48,050.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1.5% 2037/5/31	230,000.000	194,235.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 0.5% 2026/2/27	290,000.000	274,630.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 0.4% 2024/10/31	380,000.000	367,840.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1.75% 2025/8/31	130,000.000	130,923.000	
		イスラエルシュケル 小計	2,730,000.000	2,785,732.000 (108,051,301)	
	オーストラ リアドル	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2029/4/21	233,000.000	237,163.710	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2025/4/21	525,000.000	532,502.250	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/11/21	300,000.000	295,236.000	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2041/5/21	120,000.000	108,151.200	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.5% 2033/4/21	400,000.000	450,036.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/6/21	497,000.000	436,470.370	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.25% 2032/5/21	60,000.000	50,692.800	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.25% 2026/4/21	495,000.000	520,576.650	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/9/21	320,000.000	291,334.400	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1% 2030/12/21	160,000.000	135,715.200	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1% 2031/11/21	511,000.000	425,305.300	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.75% 2051/6/21	130,000.000	89,506.300	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.75% 2037/4/21	63,000.000	66,195.990	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2035/6/21	122,000.000	115,819.480	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.25% 2028/5/21	210,000.000	202,757.100	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/3/21	151,000.000	139,098.180	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2039/6/21	130,000.000	127,448.100	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/5/21	363,000.000	349,957.410	
		オーストラリアドル 小計	4,790,000.000	4,573,966.440 (420,256,037)	
	カナダドル	CANADA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 2.75% 2064/12/1	189,000.000	187,395.390	
		CANADA-GOV'T 5.75% 2029/6/1	130,000.000	155,604.800	
		CANADA-GOV'T 8% 2027/6/1	131,000.000	162,812.040	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 2033/6/1	261,000.000	335,596.410	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2045/12/1	145,000.000	162,230.350	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.5% 2024/6/1	70,000.000	69,466.600	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2028/6/1	80,000.000	77,470.400	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/6/1	210,000.000	190,058.400	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.25% 2023/5/1	30,000.000	29,368.500	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2027/3/1	30,000.000	28,236.900	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.75% 2024/10/1	60,000.000	57,316.800	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.75% 2053/12/1	100,000.000	78,729.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.5% 2025/9/1	390,000.000	363,366.900	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1% 2026/9/1	300,000.000	280,827.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/6/1	295,000.000	269,155.050	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.25% 2024/4/1	430,000.000	411,381.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2027/9/1	175,000.000	176,057.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.25% 2026/3/1	300,000.000	274,896.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.5% 2030/12/1	470,000.000	395,993.800	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2024/8/1	250,000.000	248,967.500	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.5% 2023/11/1	100,000.000	96,898.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2025/4/1	310,000.000	299,119.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2024/5/1	100,000.000	97,526.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/12/1	300,000.000	272,592.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.75% 2024/2/1	280,000.000	270,930.800	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.25% 2029/12/1	45,000.000	44,065.350	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2048/12/1	536,000.000	532,344.480	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.25% 2029/6/1	30,000.000	29,397.000	
	カナダドル	小計	5,747,000.000	5,597,802.470 (570,416,072)	
	シンガポ ールドル	SINGAPORE GOV'T 3.5% 2027/3/1	100,000.000	104,258.000	
		SINGAPORE GOV'T 2.875% 2030/9/1	95,000.000	96,615.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3% 2024/9/1	77,000.000	77,736.120	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2042/4/1	70,000.000	69,210.400	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.375% 2033/9/1	180,000.000	191,430.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.25% 2036/8/1	35,000.000	33,076.050	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/6/1	135,000.000	133,177.500	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/3/1	45,000.000	44,145.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.625% 2028/5/1	70,000.000	70,266.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2% 2024/2/1	75,000.000	74,340.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.875% 2050/3/1	40,000.000	32,520.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.375% 2039/7/1	30,000.000	28,455.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 0.5% 2025/11/1	45,000.000	42,210.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.875% 2029/7/1	90,000.000	91,530.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.875% 2051/10/1	50,000.000	40,648.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.375% 2025/6/1	61,000.000	60,792.600	
		シンガポールドル 小計	1,198,000.000	1,190,409.670 (113,172,247)	
	スウェーデン クローナ	SWEDEN GOVERNMENT BOND 2.25% 2032/6/1	250,000.000	271,492.500	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 1.5% 2023/11/13	1,260,000.000	1,257,102.000	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/5/12	780,000.000	750,664.200	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 2.5% 2025/5/12	630,000.000	643,494.600	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.125% 2031/5/12	500,000.000	448,636.790	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2029/11/12	750,000.000	716,610.000	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 1% 2026/11/12	570,000.000	557,488.500	
		SWEDISH GOVERNMENT 3.5% 2039/3/30	570,000.000	745,723.590	
		スウェーデンクローナ 小計	5,310,000.000	5,391,212.180 (69,870,110)	
	デンマーク クローネ	DENMARK GOVERNMENT BOND 4.5% 2039/11/15	1,260,000.000	1,860,631.920	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 1.5% 2023/11/15	248,000.000	251,652.040	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/11/15	1,450,000.000	1,428,596.350	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 0.25% 2052/11/15	520,000.000	373,713.600	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 1.75% 2025/11/15	425,000.000	440,754.230	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 0% 2031/11/15	580,000.000	524,947.560	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 0% 2024/11/15	750,000.000	740,827.500	
		デンマーククローネ 小計	5,233,000.000	5,621,123.200 (101,629,907)	
	ノルウェー クローネ	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2027/2/17	500,000.000	481,125.000	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 2% 2028/4/26	205,000.000	197,907.000	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 3% 2024/3/14	650,000.000	653,569.140	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 1.375% 2030/8/19	660,000.000	596,824.800	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 1.25% 2031/9/17	530,000.000	466,930.000	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 2.125% 2032/5/18	260,000.000	246,272.000	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2025/3/13	150,000.000	146,550.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		NORWAY GOVERNMENT BOND 1.5% 2026/2/19	960,000.000	922,656.000	
		ノルウェークローネ 小計	3,915,000.000	3,711,833.940 (50,555,178)	
	ポーランド ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND 3.25% 2025/7/25	735,000.000	677,964.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2026/7/25	685,000.000	598,895.500	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/7/25	410,000.000	351,862.000	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2028/4/25	210,000.000	179,476.500	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/10/25	365,000.000	304,373.500	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.25% 2024/10/25	65,000.000	59,481.500	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/10/25	380,000.000	275,348.000	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 0.25% 2026/10/25	110,000.000	86,878.000	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 1.75% 2032/4/25	440,000.000	320,628.000	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 0% 2024/7/25	300,000.000	264,622.070	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 3.75% 2027/5/25	150,000.000	136,050.000	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2024/4/25	720,000.000	673,128.000	
		ポーランドズロチ 小計	4,570,000.000	3,928,707.070 (112,115,478)	
	マレーシア リンギット	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.232% 2031/6/30	190,000.000	193,984.760	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.392% 2026/4/15	150,000.000	153,639.570	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.498% 2030/4/15	330,000.000	342,933.730	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.127% 2032/4/15	130,000.000	131,414.520	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.892% 2027/3/15	270,000.000	271,799.190	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.844% 2033/4/15	300,000.000	293,897.150	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.642% 2033/11/7	130,000.000	136,300.750	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.935% 2043/9/30	175,000.000	185,263.370	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.893% 2038/6/8	290,000.000	305,161.890	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.921% 2048/7/6	340,000.000	356,024.680	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.906% 2026/7/15	400,000.000	402,277.840	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.181% 2024/7/15	200,000.000	203,294.360	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.254% 2035/5/31	700,000.000	700,261.610	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.059% 2024/9/30	100,000.000	101,395.320	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.8% 2023/8/17	90,000.000	90,748.410	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.882% 2025/3/14	120,000.000	121,072.800	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.736% 2046/3/15	100,000.000	102,686.210	
		MALAYSIAN GOV'T 3.502% 2027/5/31	390,000.000	385,969.380	
		MALAYSIAN GOV'T 5.248% 2028/9/15	165,000.000	177,886.240	
		マレーシアリングット 小計	4,570,000.000	4,656,011.780 (136,852,757)	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS 8% 2023/12/7	1,700,000.000	1,669,638.000	
		MEXICAN BONOS 10% 2024/12/5	1,200,000.000	1,223,988.000	
		MEXICAN BONOS 10% 2036/11/20	600,000.000	672,738.000	
		MEXICAN BONOS 7.5% 2027/6/3	1,800,000.000	1,722,186.000	
		MEXICAN BONOS 8.5% 2029/5/31	4,100,000.000	4,086,593.000	
		MEXICAN BONOS 7.75% 2031/5/29	5,400,000.000	5,134,752.000	
		MEXICAN BONOS 7.75% 2042/11/13	2,800,000.000	2,550,576.000	
		MEXICAN BONOS 8% 2047/11/7	2,500,000.000	2,334,350.000	
		MEXICAN BONOS 8% 2024/9/5	4,900,000.000	4,797,492.000	
		MEXICAN BONOS 5.5% 2027/3/4	2,500,000.000	2,205,675.000	
		MEXICAN BONOS 5.75% 2026/3/5	3,700,000.000	3,369,294.000	
		MEXICANBONOS 8.5% 2038/11/18	2,300,000.000	2,264,764.000	
		メキシコペソ 小計	33,500,000.000	32,032,046.000 (204,809,699)	
	ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.8% 2062/1/26	39,000.000	60,496.800	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.75% 2023/10/20	45,000.000	45,740.340	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20	120,000.000	120,723.840	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.2% 2025/10/20	240,000.000	245,220.960	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2041/3/28	245,000.000	332,008.320	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4% 2032/3/28	270,000.000	337,673.340	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 2066/6/22	98,000.000	101,341.800	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.75% 2045/6/22	145,000.000	191,074.330	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.6% 2024/6/22	155,000.000	161,620.980	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2025/6/22	120,000.000	121,266.960	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2031/6/22	300,000.000	295,068.000	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.6% 2047/6/22	70,000.000	64,171.240	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2026/6/22	230,000.000	233,450.000	
		BELGIUM KINGDOM 5.5% 2028/3/28	40,000.000	50,559.200	
		BELGIUM KINGDOM 5% 2035/3/28	455,000.000	631,348.900	
		BUNDESOBLIGATION 0% 2024/10/18	810,000.000	805,925.700	
		BUNDESOBLIGATION 0% 2026/4/10	750,000.000	741,285.000	
		BUNDESOBLIGATION 0% 2027/4/16	650,000.000	637,655.200	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2028/7/4	700,000.000	872,139.800	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4% 2037/1/4	194,000.000	272,978.560	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4	134,000.000	201,239.320	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2040/7/4	328,000.000	527,289.520	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0.5% 2027/8/15	300,000.000	301,140.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/8/15	237,000.000	249,201.700	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.75% 2024/2/15	200,000.000	205,160.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/8/15	502,000.000	660,961.310	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2024/5/15	177,000.000	181,238.790	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1% 2025/8/15	500,000.000	511,183.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 5.5% 2031/1/4	170,000.000	237,866.380	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.25% 2028/8/15	250,000.000	246,037.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2029/8/15	360,000.000	346,371.840	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2030/2/15	170,000.000	162,821.580	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2050/8/15	538,000.000	404,390.390	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2030/8/15	375,000.000	357,198.750	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2052/8/15	91,000.000	66,918.280	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2031/8/15	413,000.000	388,951.830	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2027/11/15	380,000.000	371,135.360	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2035/5/15	212,000.000	188,485.380	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2036/5/15	545,000.000	478,151.390	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2031/2/15	380,000.000	359,832.640	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2028/11/15	30,000.000	29,059.200	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2032/2/15	620,000.000	579,061.400	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0% 2023/9/15	730,000.000	728,664.100	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0% 2024/3/15	130,000.000	129,749.100	
		BUONI POLIENNALI DEL 6.5% 2027/11/1	158,000.000	193,534.200	
		BUONI POLIENNALI DEL 6% 2031/5/1	854,000.000	1,076,268.870	
		BUONI POLIENNALI DEL 5.75% 2033/2/1	365,000.000	458,342.910	
		DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 5.625% 2028/1/4	40,000.000	51,039.040	
		DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 6.25% 2030/1/4	570,000.000	805,033.800	
		DEUTSCHLAND REP 6.25% 2024/1/4	280,000.000	304,583.440	
		DEUTSCHLAND REP 6.5% 2027/7/4	460,000.000	595,405.600	
		DEUTSCHLAND REP 3.25% 2042/7/4	138,000.000	194,217.060	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/7/4	55,000.000	63,566.800	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0% 2023/9/15	35,000.000	34,900.040	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 1.125% 2034/4/15	70,000.000	67,858.840	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2028/9/15	120,000.000	117,068.640	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0% 2024/9/15	140,000.000	138,918.640	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2036/4/15	40,000.000	33,111.120	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2043/4/15	80,000.000	62,968.640	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2031/9/15	90,000.000	81,780.480	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0% 2026/9/15	100,000.000	97,234.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2052/4/15	65,000.000	42,701.620	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.25% 2040/9/15	70,000.000	54,655.440	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0% 2030/9/15	40,000.000	36,593.760	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.875% 2025/9/15	70,000.000	70,705.600	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/4/15	130,000.000	129,337.000	
		FINNISH GOV'T 4% 2025/7/4	46,000.000	50,750.230	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 6% 2025/10/25	107,000.000	125,683.910	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2055/4/25	155,000.000	227,314.580	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2038/10/25	370,000.000	491,223.100	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25	70,000.000	73,404.940	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2060/4/25	468,000.000	704,574.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	760,000.000	1,083,317.670	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2027/10/25	876,000.000	965,253.880	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2045/5/25	350,000.000	440,266.400	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2036/5/25	330,000.000	316,374.300	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 2.25% 2024/5/25	815,000.000	843,820.030	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2024/11/25	160,000.000	164,952.960	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0.5% 2025/5/25	415,000.000	414,873.840	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0.5% 2026/5/25	215,000.000	213,945.210	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1% 2025/11/25	550,000.000	558,006.900	
		FRANCE O.A.T. 5.5% 2029/4/25	850,000.000	1,103,215.000	
		FRANCE O.A.T. 5.75% 2032/10/25	648,000.000	924,693.400	
		FRANCEGOVERNMENTBONDOAT 3.5% 2026/4/25	1,131,000.000	1,251,118.980	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2066/5/25	85,000.000	80,018.150	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/11/25	70,000.000	69,500.760	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/5/25	490,000.000	487,461.800	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2034/5/25	450,000.000	438,735.600	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2025/3/25	230,000.000	226,897.300	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.5% 2029/5/25	510,000.000	495,623.100	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2050/5/25	485,000.000	443,684.790	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2029/11/25	160,000.000	148,960.800	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.5% 2030/5/25	702,000.000	781,443.930	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2030/11/25	320,000.000	291,707.520	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/2/25	60,000.000	59,600.590	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2027/2/25	500,000.000	483,811.500	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2031/11/25	960,000.000	859,219.200	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2025/2/25	1,230,000.000	1,212,827.710	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2031/5/25	735,000.000	758,756.670	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/5/25	485,000.000	491,077.050	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2% 2048/5/25	545,000.000	556,705.510	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 5.4% 2025/3/13	183,000.000	206,030.550	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 3.4% 2024/3/18	10,000.000	10,496.260	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0.9% 2028/5/15	130,000.000	129,836.460	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.3% 2033/5/15	150,000.000	147,382.200	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.1% 2029/5/15	140,000.000	140,849.800	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2050/5/15	93,000.000	83,807.880	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0.2% 2027/5/15	85,000.000	82,603.000	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0.2% 2030/10/18	295,000.000	272,226.000	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0% 2031/10/18	120,000.000	106,296.000	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 2% 2045/2/18	94,000.000	96,572.020	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1% 2026/5/15	25,000.000	25,323.800	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.7% 2037/5/15	45,000.000	45,547.020	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2037/2/1	840,000.000	931,617.120	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1	433,000.000	537,995.570	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2040/9/1	445,000.000	554,008.980	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2044/9/1	591,000.000	732,899.100	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2028/9/1	820,000.000	931,889.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.05% 2027/8/1	700,000.000	698,770.800	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.8% 2067/3/1	268,000.000	232,929.520	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.45% 2025/5/15	170,000.000	169,487.450	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.5% 2025/11/15	170,000.000	174,363.220	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.35% 2035/3/1	395,000.000	407,268.700	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.75% 2024/7/1	540,000.000	545,469.930	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/8/1	550,000.000	569,122.400	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2049/9/1	589,000.000	651,021.700	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.1% 2026/7/15	490,000.000	494,895.100	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0% 2026/4/1	490,000.000	458,688.020	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0% 2024/4/15	440,000.000	431,875.400	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2031/12/1	125,000.000	106,026.250	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0% 2023/11/29	914,000.000	901,204.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.2% 2025/8/15	303,000.000	298,447.720	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.8% 2029/6/15	360,000.000	366,370.560	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.25% 2028/3/15	805,000.000	719,905.060	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.85% 2025/7/1	950,000.000	956,460.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.1% 2027/4/1	260,000.000	248,895.400	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0% 2026/8/1	430,000.000	399,000.440	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.5% 2032/12/1	444,000.000	425,629.940	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.75% 2024/5/30	500,000.000	504,045.290	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0% 2024/12/15	600,000.000	581,072.400	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.25% 2046/9/1	40,000.000	40,566.400	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.5% 2024/10/22	245,000.000	245,943.250	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2027/6/22	190,000.000	190,783.940	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2028/6/22	230,000.000	229,650.400	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.9% 2029/6/22	189,000.000	188,208.460	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.7% 2050/6/22	105,000.000	97,261.500	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.1% 2030/6/22	105,000.000	97,174.620	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0% 2027/10/22	220,000.000	211,547.600	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.4% 2053/6/22	230,000.000	194,123.220	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2033/1/15	200,000.000	227,752.400	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/1/15	119,000.000	161,603.170	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.25% 2029/7/15	35,000.000	33,696.390	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/1/15	230,000.000	298,947.100	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2052/1/15	133,000.000	90,014.400	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2031/7/15	220,000.000	202,463.800	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2% 2024/7/15	220,000.000	227,282.340	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2030/7/15	220,000.000	205,355.920	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2027/1/15	245,000.000	238,659.400	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2026/1/15	310,000.000	304,435.500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2038/1/15	572,500.000	467,812.650	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2029/1/15	330,000.000	313,080.900	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.25% 2025/7/15	129,000.000	128,420.530	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2024/1/15	70,000.000	69,802.600	
		NETHERLANDS GOVT 5.5% 2028/1/15	255,000.000	320,818.050	
		REP OF AUSTRIA 4.85% 2026/3/15	100,000.000	115,458.000	
		REPUBLIC OF AUSTRIA 4.15% 2037/3/15	65,000.000	86,349.640	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.4% 2034/5/23	115,000.000	127,040.500	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2024/7/15	175,000.000	173,827.850	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.25% 2036/10/20	120,000.000	99,241.440	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2051/3/20	30,000.000	23,596.200	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2030/2/20	100,000.000	92,230.400	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2025/4/20	180,000.000	177,476.400	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2028/10/20	220,000.000	207,039.800	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2031/2/20	75,000.000	67,637.770	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2040/10/20	75,000.000	54,740.400	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.85% 2049/5/23	100,000.000	103,192.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2047/2/20	175,000.000	169,472.790	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.1% 2117/9/20	136,000.000	145,256.880	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2023/7/15	70,000.000	69,616.820	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/4/20	245,000.000	242,513.250	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/2/20	105,000.000	104,229.720	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31	430,000.000	543,667.920	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.7% 2041/7/30	335,000.000	462,189.450	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.9% 2026/7/30	575,000.000	688,745.350	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2028/10/31	619,000.000	763,635.540	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31	282,000.000	422,183.320	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.7% 2048/10/31	346,000.000	367,119.840	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.45% 2029/4/30	190,000.000	191,648.060	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.8% 2024/4/30	270,000.000	285,197.760	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0.5% 2030/4/30	340,000.000	316,569.920	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2025/1/31	365,000.000	358,981.150	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1% 2050/10/31	50,000.000	35,564.400	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0.8% 2027/7/30	560,000.000	552,972.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.2% 2040/10/31	350,000.000	291,720.100	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2024/5/31	665,000.000	658,839.440	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2026/1/31	465,000.000	451,333.080	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/10/31	360,000.000	352,205.280	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2028/1/31	560,000.000	525,864.640	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.9% 2052/10/31	25,000.000	21,618.900	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0.7% 2032/4/30	415,000.000	375,651.360	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2027/1/31	550,000.000	525,096.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.55% 2032/10/31	465,000.000	494,464.260	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0.8% 2029/7/30	80,000.000	76,850.080	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2025/5/31	590,000.000	577,250.100	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.95% 2030/7/30	480,000.000	496,540.800	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/7/30	214,000.000	255,456.930	
		SPANISH GOV'T 5.75% 2032/7/30	270,000.000	370,518.300	
	ユーロ	小計	65,522,500.000	69,465,042.820 (9,349,994,764)	
国債証券	合計			26,808,457,138 (26,808,457,138)	
合計				26,808,457,138 (26,808,457,138)	

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示してあります。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
人民元	国債証券 18銘柄	100.0%	2.4%
アメリカドル	国債証券 154銘柄	100.0%	50.5%
イギリスポンド	国債証券 29銘柄	100.0%	5.1%
イスラエルシェケル	国債証券 10銘柄	100.0%	0.4%
オーストラリアドル	国債証券 18銘柄	100.0%	1.6%
カナダドル	国債証券 28銘柄	100.0%	2.1%
シンガポールドル	国債証券 16銘柄	100.0%	0.4%
スウェーデンクローナ	国債証券 8銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 7銘柄	100.0%	0.4%
ノルウェークローネ	国債証券 8銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 12銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券 19銘柄	100.0%	0.5%
メキシコペソ	国債証券 12銘柄	100.0%	0.8%
ユーロ	国債証券 207銘柄	100.0%	34.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「国内株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年 8 月 2 日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	5,937,332,208
投資信託受益証券	15,587,142,200
派生商品評価勘定	49,746,023
差入委託証拠金	47,652,000
流動資産合計	21,621,872,431
資産合計	21,621,872,431
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	811,482
前受金	60,869,000
未払金	4,931,991,028
未払解約金	12,768,914
流動負債合計	5,006,440,424
負債合計	5,006,440,424
純資産の部	
元本等	
元本	7,252,259,866
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	9,363,172,141
元本等合計	16,615,432,007
純資産合計	16,615,432,007
負債純資産合計	21,621,872,431

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場場で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を開示対象ファンドの当計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	7,252,259,866口
2 1口当たり純資産額	2.2911円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2022年8月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2022年 8 月 2 日現在)	
同計算期間の期首元本額	5,968,105,377円
同計算期間中の追加設定元本額	5,345,599,960円
同計算期間中の一部解約元本額	4,061,445,471円
同計算期間末日の元本額	7,252,259,866円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内株式インデックス・ファンド	1,837,323,527円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	636,511,235円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	1,058,062,754円
ブラックロックLifePathファンド2055	162,555,844円
ブラックロックLifePathファンド2045	219,935,052円
ブラックロックLifePathファンド2035	436,185,357円
ブラックロックLifePathファンド2030	365,916,961円
ブラックロックLifePathファンド2040	305,680,038円
ブラックロックLifePathファンド2050	122,286,403円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	1,561,296,297円
ブラックロックLifePathファンド2025	144,056,518円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	311,375,773円
ブラックロックLifePathファンド2060	23,546,176円
ブラックロックLifePathファンド2065	67,527,931円
合計	7,252,259,866円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2022年 8 月 2 日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	290,138,542
合計	290,138,542

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの
評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(2022年8月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	949,931,000	-	998,887,000	48,956,000
合計		949,931,000	-	998,887,000	48,956,000

(注1) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	543,106	15,587,142,200	
投資信託受益証券	合計		15,587,142,200	
合計			15,587,142,200	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年 8 月 2 日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	76,905,731
金銭信託	27,470,985
投資信託受益証券	23,036,485,065
流動資産合計	23,140,861,781
資産合計	23,140,861,781
負債の部	
流動負債	
未払金	52,364,748
未払解約金	5,123,106
流動負債合計	57,487,854
負債合計	57,487,854
純資産の部	
元本等	
元本	7,921,762,714
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	15,161,611,213
元本等合計	23,083,373,927
純資産合計	23,083,373,927
負債純資産合計	23,140,861,781

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を開示対象ファンドの当計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	7,921,762,714口
2 1口当たり純資産額	2.9139円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2022年8月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2022年8月2日現在)	
同計算期間の期首元本額	6,102,165,433円
同計算期間中の追加設定元本額	8,655,156,795円
同計算期間中の一部解約元本額	6,835,559,514円
同計算期間末日の元本額	7,921,762,714円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）	59,962,371円
iシェアーズ 先進国株式インデックス・ファンド	880,139,796円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	685,640,349円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	1,462,917,013円
ブラックロックLifePathファンド2055	106,645,680円
ブラックロックLifePathファンド2045	148,796,987円
ブラックロックLifePathファンド2035	305,496,085円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	967,774,908円
ブラックロックLifePathファンド2030	264,488,645円
ブラックロックLifePathファンド2040	208,262,590円
ブラックロックLifePathファンド2050	82,237,474円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	2,158,471,906円
ブラックロックLifePathファンド2025	100,262,722円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	430,519,445円
ブラックロックLifePathファンド2060	15,723,330円
ブラックロックLifePathファンド2065	44,423,413円
合計	7,921,762,714円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2022年8月2日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	92,048,594
合計	92,048,594

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの
評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	iShares Core S&P 500 ETF	322,529.000	133,188,350.550	
		iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	183,059.000	7,911,809.980	
	アメリカドル 小計		505,588.000	141,100,160.530 (18,467,189,010)	
	イギリスポンド	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	1,033,495.000	7,500,073.210	
		イギリスポンド 小計		1,033,495.000	7,500,073.210 (1,204,511,758)
	カナダドル	iShares S&P/TSX 60 Index ETF	229,475.000	6,914,081.750	
		カナダドル 小計		229,475.000	6,914,081.750 (704,544,930)
	ユーロ	iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	523,620.000	19,764,036.900	
		ユーロ 小計		523,620.000	19,764,036.900 (2,660,239,367)
投資信託受益証券 合計				23,036,485,065 (23,036,485,065)	
合計				23,036,485,065 (23,036,485,065)	

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	80.2%
イギリスポンド	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	5.2%
カナダドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	3.1%
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	11.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年 8 月 2 日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	10,454,269
投資証券	4,601,487,750
派生商品評価勘定	352,480
未収入金	12,337,050
未収配当金	39,088,088
差入委託証拠金	2,725,500
流動資産合計	4,666,445,137
資産合計	4,666,445,137
負債の部	
流動負債	
前受金	788,500
未払解約金	16,222,878
流動負債合計	17,011,378
負債合計	17,011,378
純資産の部	
元本等	
元本	2,480,283,048
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,169,150,711
元本等合計	4,649,433,759
純資産合計	4,649,433,759
負債純資産合計	4,666,445,137

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を開示対象ファンドの当計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	2,480,283,048口
2 1口当たり純資産額	1.8746円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、不動産投信指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。不動産投信指数先物取引に係る主要なリスクは、相場の変動による価格変動リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2022年 8 月 2 日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載されております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権はすべて1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2022年 8 月 2 日現在)	
同計算期間の期首元本額	2,515,866,134円
同計算期間中の追加設定元本額	1,296,357,712円
同計算期間中の一部解約元本額	1,331,940,798円
同計算期間末日の元本額	2,480,283,048円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロックおまかせバランス投信	3,283,021円
iシェアーズ 国内リートインデックス・ファンド	652,014,568円
国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	920,615,309円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	880,251,084円
ブラックロックLifePathファンド2055	6,550,383円
ブラックロックLifePathファンド2045	5,169,894円
ブラックロックLifePathファンド2040	3,653,914円
ブラックロックLifePathファンド2050	4,704,604円
ブラックロックLifePathファンド2060	1,063,658円
ブラックロックLifePathファンド2065	2,976,613円
合計	2,480,283,048円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2022年 8 月 2 日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	67,760,485
合計	67,760,485

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの
評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(2022年8月2日 現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	不動産投信指数 先物取引 買建	43,765,000	-	44,132,000	367,000
合計		43,765,000	-	44,132,000	367,000

(注1) 時価の算定方法

- (1) 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- (2) 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- (3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資証券	CREロジスティクスファンド投資法人	161	32,747,400	
	GLP投資法人	1,280	225,152,000	
	NTT都市開発リート投資法人	400	60,480,000	
	Oneリート投資法人	76	20,884,800	
	SOSILA物流リート投資法人	195	29,737,500	
	いちごオフィスリート投資法人	431	36,548,800	
	いちごホテルリート投資法人	73	6,832,800	
	阪急阪神リート投資法人	198	30,294,000	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	156	82,524,000	
	三菱地所物流リート投資法人	128	61,440,000	
	産業ファンド投資法人	590	108,737,000	
	森トラスト総合リート投資法人	275	39,820,000	
	森トラスト・ホテルリート投資法人	90	11,511,000	
	森ヒルズリート投資法人	465	71,145,000	
	星野リゾート・リート投資法人	69	44,367,000	
	積水ハウス・リート投資法人	1,263	104,955,300	
	大江戸温泉リート投資法人	68	4,596,800	
	大和証券オフィス投資法人	83	55,693,000	
	大和証券リビング投資法人	629	78,499,200	
	大和ハウスリート投資法人	602	189,630,000	
	投資法人みらい	505	25,174,250	
	東海道リート投資法人	46	5,676,400	
	東急リアル・エステート投資法人	265	51,357,000	
	日本都市ファンド投資法人	1,992	217,327,200	
	日本アコモデーションファンド投資法人	143	97,955,000	
	日本ビルファンド投資法人	485	340,955,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	284	116,440,000	
	日本プロロジスリート投資法人	761	264,828,000	
	日本リート投資法人	128	47,872,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	266	84,721,000	
	福岡リート投資法人	207	35,583,300	
	平和不動産リート投資法人	266	39,554,200	
	野村不動産マスターファンド投資法人	1,344	224,851,200	
	アクティピア・プロパティーズ投資法人	211	88,303,500	
	アドバンス・レジデンス投資法人	395	143,582,500	
	アドバンス・ロジスティクス投資法人	161	24,729,600	
	イオンリート投資法人	484	74,826,400	
	インヴィンシブル投資法人	1,738	73,691,200	
	エスコンジャパンリート投資法人	101	11,968,500	
	オリックス不動産投資法人	787	150,002,200	
グローバル・ワン不動産投資法人	271	29,701,600		
ケネディクス商業リート投資法人	166	46,812,000		
ケネディクス・オフィス投資法人	122	86,864,000		
ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	298	65,947,400		

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	186	62,403,000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	202	25,169,200	
	サンケイリアルエステート投資法人	134	13,426,800	
	ザイマックス・リート投資法人	67	8,569,300	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	1,273	88,728,100	
	ジャパンエクセレント投資法人	363	45,302,400	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	395	255,960,000	
	スターアジア不動産投資法人	511	29,331,400	
	スターアップロード投資法人	63	16,121,700	
	タカラレーベン不動産投資法人	164	18,728,800	
	トーセイ・リート投資法人	86	11,790,600	
	ヒューリックリート投資法人	366	60,756,000	
	フロンティア不動産投資法人	145	78,445,000	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	103	17,252,500	
	マリモ地方創生リート投資法人	50	6,735,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	889	129,882,900	
	ラサールロジポート投資法人	509	88,566,000	
投資証券 合計		24,164	4,601,487,750	
合計		24,164	4,601,487,750	

(注1)投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

【中間財務諸表】

【ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		123,666,944
金銭信託		523,355,546
投資信託受益証券		5,488,045,178
親投資信託受益証券		6,351,476,966
派生商品評価勘定		234,596,972
未収配当金		8,854,761
流動資産合計		12,729,996,367
資産合計		12,729,996,367
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		6,498,982
未払金		123,153,141
未払解約金		7,660,158
未払受託者報酬		2,051,127
未払委託者報酬		51,639,318
その他未払費用		1,196,885
流動負債合計		192,199,611
負債合計		192,199,611
純資産の部		
元本等		
元本		9,564,912,199
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		2,972,884,557
（分配準備積立金）		1,818,819,961
元本等合計		12,537,796,756
純資産合計		12,537,796,756
負債純資産合計		12,729,996,367

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	当中間計算期間 (自 2022年8月3日 至 2023年2月2日)
営業収益	
受取配当金	41,516,198
受取利息	100
有価証券売買等損益	259,178,141
為替差損益	277,970,334
その他収益	1,809
営業収益合計	60,310,300
営業費用	
受託者報酬	2,051,127
委託者報酬	51,639,318
その他費用	2,206,060
営業費用合計	55,896,505
営業利益又は営業損失()	4,413,795
経常利益又は経常損失()	4,413,795
中間純利益又は中間純損失()	4,413,795
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	10,383,166
期首剰余金又は期首欠損金()	2,967,162,063
剰余金増加額又は欠損金減少額	100,110,709
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	100,110,709
剰余金減少額又は欠損金増加額	109,185,176
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	109,185,176
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	2,972,884,557

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、投資信託受益証券は、その収益分配金落ち日に予想収益分配金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における受益権総数	9,564,912,199口
2 1口当たり純資産額	1.3108円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)	
1	中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4	金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
期首元本額	9,568,098,477円
期中追加設定元本額	349,346,135円
期中一部解約元本額	352,532,413円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	6,933,810,796	-	6,700,810,871	232,999,925
	イギリスポンド	226,919,732	-	227,821,462	901,730
	オーストラリアドル	9,787,475	-	10,004,444	216,969
	カナダドル	104,416,192	-	103,026,235	1,389,957
	ユーロ	811,140,307	-	816,313,500	5,173,193
	合計	8,086,074,502	-	7,857,976,512	228,097,990

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(参考情報)

当ファンドは、「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2023年2月2日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	53,322,888
国債証券	35,503,596,230
地方債証券	2,062,460,080
特殊債券	1,956,912,798
社債券	2,282,420,990
未収利息	79,411,708
前払費用	7,228,774
流動資産合計	41,945,353,468
資産合計	41,945,353,468
負債の部	
流動負債	
未払解約金	414,941
流動負債合計	414,941
負債合計	414,941
純資産の部	
元本等	
元本	39,763,475,506
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,181,463,021
元本等合計	41,944,938,527
純資産合計	41,944,938,527
負債純資産合計	41,945,353,468

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	39,763,475,506口
2 1口当たり純資産額	1.0549円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	
(1) 有価証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	37,861,785,573円
同中間計算期間中の追加設定元本額	12,823,174,245円
同中間計算期間中の一部解約元本額	10,921,484,312円
同中間計算期間末日の元本額	39,763,475,506円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド	732,715,988円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	5,719,881,742円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	334,583,625円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	3,474,553,271円
ブラックロックLifePathファンド2055	371,073,280円
ブラックロックLifePathファンド2045	931,531,903円
ブラックロックLifePathファンド2035	3,417,262,788円
GTAAセレクト・ベガ（適格機関投資家限定）	950,697,925円
GTAAセレクト・ベガ 2019-03（適格機関投資家限定）	815,432,937円
GTAAセレクト・ベガ 2020-06（適格機関投資家限定）	1,072,313,301円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	7,322,999,091円
ブラックロックLifePathファンド2030	3,714,218,714円
ブラックロックLifePathファンド2040	1,827,897,546円
ブラックロックLifePathファンド2050	374,394,591円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	5,604,024,158円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,869,360,332円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	1,022,860,795円
ブラックロックLifePathファンド2060	60,790,930円
ブラックロックLifePathファンド2065	146,882,589円
合計	39,763,475,506円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	62,493,077
金銭信託	167,221,088
国債証券	48,353,369,864
派生商品評価勘定	362,143
未収入金	299,734,797
未収利息	262,099,362
前払費用	102,083,038
流動資産合計	49,247,363,369
資産合計	49,247,363,369
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,468,587
未払金	441,205,206
未払解約金	2,774,309
流動負債合計	446,448,102
負債合計	446,448,102
純資産の部	
元本等	
元本	37,174,498,951
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	11,626,416,316
元本等合計	48,800,915,267
純資産合計	48,800,915,267
負債純資産合計	49,247,363,369

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	37,174,498,951口
2 1口当たり純資産額	1.3128円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	19,658,308,197円
同中間計算期間中の追加設定元本額	20,294,445,765円
同中間計算期間中の一部解約元本額	2,778,255,011円
同中間計算期間末日の元本額	37,174,498,951円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国債券VA（適格機関投資家専用）	2,274,282,448円
iシェアーズ 先進国債券インデックス・ファンド	473,047,477円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	458,997,017円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	10,362,266,761円
ブラックロックLifePathファンド2055	193,572,550円
ブラックロックLifePathファンド2045	251,868,236円
ブラックロックLifePathファンド2035	539,635,193円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,559,618,447円
ブラックロックLifePathファンド2030	473,103,338円
ブラックロックLifePathファンド2040	365,896,746円
ブラックロックLifePathファンド2050	143,781,779円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	16,713,908,315円
ブラックロックLifePathファンド2025	202,919,175円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	3,050,511,490円
ブラックロックLifePathファンド2060	32,345,520円
ブラックロックLifePathファンド2065	78,744,459円
合計	37,174,498,951円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2023年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	24,443,696		24,082,449	361,247
	オーストラリアドル	10,695,090		10,694,194	896
	ユーロ	36,224,263		36,248,630	24,367
	買建				
	中国元	185,379,573		183,227,117	2,152,456
	イギリスポンド	24,795,671		24,503,907	291,764
	合計	281,538,293		278,756,297	2,106,444

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

「国内株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,165,567,723
投資信託受益証券	15,494,814,180
派生商品評価勘定	34,220,900
差入委託証拠金	56,372,999
流動資産合計	16,750,975,802
資産合計	16,750,975,802
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,651,105
前受金	26,098,211
未払解約金	20,428,067
流動負債合計	51,177,383
負債合計	51,177,383
純資産の部	
元本等	
元本	7,262,246,982
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	9,437,551,437
元本等合計	16,699,798,419
純資産合計	16,699,798,419
負債純資産合計	16,750,975,802

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	7,262,246,982口
2 1口当たり純資産額	2.2995円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)

- | |
|--|
| (2023年2月2日現在) |
| 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 時価の算定方法
(1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
| 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。 |

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	7,252,259,866円
同中間計算期間中の追加設定元本額	1,719,781,849円
同中間計算期間中の一部解約元本額	1,709,794,733円
同中間計算期間末日の元本額	7,262,246,982円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内株式インデックス・ファンド	1,901,823,321円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	713,695,768円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	946,719,276円
ブラックロックLifePathファンド2055	176,158,975円
ブラックロックLifePathファンド2045	229,744,352円
ブラックロックLifePathファンド2035	440,646,019円
ブラックロックLifePathファンド2030	356,247,423円
ブラックロックLifePathファンド2040	315,512,513円
ブラックロックLifePathファンド2050	134,604,325円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	1,525,645,234円
ブラックロックLifePathファンド2025	136,783,587円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	278,672,217円
ブラックロックLifePathファンド2060	29,991,632円
ブラックロックLifePathファンド2065	76,002,340円
合計	7,262,246,982円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(2023年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,167,348,789		1,196,943,000	29,594,211
合計		1,167,348,789		1,196,943,000	29,594,211

(注1) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	46,480,182
金銭信託	42,541,556
投資信託受益証券	28,456,628,851
流動資産合計	28,545,650,589
資産合計	28,545,650,589
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,585,231
流動負債合計	1,585,231
負債合計	1,585,231
純資産の部	
元本等	
元本	9,591,377,317
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	18,952,688,041
元本等合計	28,544,065,358
純資産合計	28,544,065,358
負債純資産合計	28,545,650,589

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	9,591,377,317口
2 1口当たり純資産額	2.9760円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	7,921,762,714円
同中間計算期間中の追加設定元本額	4,105,249,961円
同中間計算期間中の一部解約元本額	2,435,635,358円
同中間計算期間末日の元本額	9,591,377,317円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）	54,963,696円
iシェアーズ 先進国株式インデックス・ファンド	939,531,740円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	989,853,159円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	1,781,128,151円
ブラックロックLifePathファンド2055	117,402,141円
ブラックロックLifePathファンド2045	152,419,952円
ブラックロックLifePathファンド2035	297,621,846円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,162,801,794円
ブラックロックLifePathファンド2030	249,662,858円
ブラックロックLifePathファンド2040	209,389,711円
ブラックロックLifePathファンド2050	90,113,787円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	2,862,891,970円
ブラックロックLifePathファンド2025	88,805,819円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	524,284,324円
ブラックロックLifePathファンド2060	20,247,618円
ブラックロックLifePathファンド2065	50,258,751円
合計	9,591,377,317円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,971,605
金銭信託	6,081,329
投資信託受益証券	2,196,698,859
流動資産合計	2,204,751,793
資産合計	2,204,751,793
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,082,019
流動負債合計	6,082,019
負債合計	6,082,019
純資産の部	
元本等	
元本	1,208,635,629
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	990,034,145
元本等合計	2,198,669,774
純資産合計	2,198,669,774
負債純資産合計	2,204,751,793

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,208,635,629口
2 1口当たり純資産額	1.8191円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法
(1)	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	900,875,446円
同中間計算期間中の追加設定元本額	366,529,302円
同中間計算期間中の一部解約元本額	58,769,119円
同中間計算期間末日の元本額	1,208,635,629円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 新興国株式インデックス・ファンド	666,869,594円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	222,546,061円
ブラックロックLifePathファンド2055	26,763,559円
ブラックロックLifePathファンド2045	37,110,973円
ブラックロックLifePathファンド2035	73,934,420円
ブラックロックLifePathファンド2030	68,193,208円
ブラックロックLifePathファンド2040	50,996,855円
ブラックロックLifePathファンド2050	20,746,829円
ブラックロックLifePathファンド2025	25,161,758円
ブラックロックLifePathファンド2060	4,612,731円
ブラックロックLifePathファンド2065	11,699,641円
合計	1,208,635,629円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	61,829,600
投資証券	3,298,877,300
派生商品評価勘定	135,380
未収配当金	34,693,876
前払金	1,188,318
差入委託証拠金	5,382,000
流動資産合計	3,402,106,474
資産合計	3,402,106,474
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,514,398
未払解約金	2,881,707
流動負債合計	4,396,105
負債合計	4,396,105
純資産の部	
元本等	
元本	1,963,939,191
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,433,771,178
元本等合計	3,397,710,369
純資産合計	3,397,710,369
負債純資産合計	3,402,106,474

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,963,939,191口
2 1口当たり純資産額	1.7300円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	2,480,283,048円
同中間計算期間中の追加設定元本額	377,088,355円
同中間計算期間中の一部解約元本額	893,432,212円
同中間計算期間末日の元本額	1,963,939,191円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロックおまかせバランス投信	934,924円
iシェアーズ 国内リートインデックス・ファンド	693,746,311円
国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	1,005,958,823円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	233,626,277円
ブラックロックLifePathファンド2055	10,099,055円
ブラックロックLifePathファンド2045	5,954,312円
ブラックロックLifePathファンド2040	422,226円
ブラックロックLifePathファンド2050	6,814,329円
ブラックロックLifePathファンド2060	1,871,329円
ブラックロックLifePathファンド2065	4,511,605円
合計	1,963,939,191円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

投資証券関連

区分	種類	(2023年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	84,908,318		83,559,000	1,349,318
合計		84,908,318		83,559,000	1,349,318

(注1) 時価の算定方法

(1) 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2023年1月末現在)

「ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド」

資産総額	12,576,823,706円
負債総額	195,204,835円
純資産総額(-)	12,381,618,871円
発行済数量	9,562,396,086口
1単位当たり純資産額(/)	1.2948円

(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

資産総額	41,909,876,246円
負債総額	280,697,786円
純資産総額(-)	41,629,178,460円
発行済数量	39,662,210,484口
1単位当たり純資産額(/)	1.0496円

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

資産総額	49,412,436,606円
負債総額	415,224,781円
純資産総額(-)	48,997,211,825円
発行済数量	37,163,692,682口
1単位当たり純資産額(/)	1.3184円

「国内株式インデックス・マザーファンド」

資産総額	16,687,618,272円
負債総額	54,823,653円
純資産総額(-)	16,632,794,619円
発行済数量	7,260,793,799口
1単位当たり純資産額(/)	2.2908円

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

資産総額	28,446,005,335円
負債総額	94,873,622円
純資産総額(-)	28,351,131,713円
発行済数量	9,590,236,628口
1 単位当たり純資産額(/)	2.9562円

「新興国株式インデックス・マザーファンド」

資産総額	2,206,458,136円
負債総額	704,269円
純資産総額(-)	2,205,753,867円
発行済数量	1,209,957,726口
1 単位当たり純資産額(/)	1.8230円

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

資産総額	3,403,411,069円
負債総額	12,541,459円
純資産総額(-)	3,390,869,610円
発行済数量	1,962,773,311口
1 単位当たり純資産額(/)	1.7276円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等
該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期
受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典
該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行
投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡
投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

< 株主総会 >

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

< 取締役会 >

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

< エグゼクティブ委員会他各委員会 >

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2023年1月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	185	10,171,042
単位型株式投資信託	72	446,478
合計	257	10,617,519

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第35期 (2021年12月31日現在)	第36期 (2022年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	17,813	18,002
立替金	16	50
前払費用	223	260
未収入金	2 527	2
未収委託者報酬	2,017	1,751
未収運用受託報酬	2,244	2,880
未収収益	2 981	570
その他流動資産	2	-
流動資産計	23,827	23,520
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1 789	744
器具備品	1 575	553
有形固定資産計	1,364	1,297
無形固定資産		
ソフトウェア	10	12
無形固定資産計	10	12
投資その他の資産		
投資有価証券	50	39
長期差入保証金	1,118	1,125
前払年金費用	1,001	1,084
長期前払費用	12	9
繰延税金資産	889	898
投資その他の資産計	3,072	3,156
固定資産計	4,448	4,465
資産合計	28,275	27,986

	第35期 (2021年12月31日現在)	第36期 (2022年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	143	143
未払金	2	
未払収益分配金	4	4
未払償還金	70	70
未払手数料	459	421
その他未払金	2,991	1,995
未払費用	2	
未払消費税等	272	172
未払法人税等	402	384
為替予約	-	4
前受金	166	276
賞与引当金	2,156	1,778
役員賞与引当金	203	149
早期退職慰労引当金	-	326
流動負債計	7,630	6,355
固定負債		
退職給付引当金	82	92
資産除去債務	784	961
固定負債計	866	1,053
負債合計	8,497	7,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,470	10,276
利益剰余金合計	9,807	10,612
株主資本合計	19,775	20,580
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3	3
評価・換算差額等合計	3	3
純資産合計	19,778	20,576
負債・純資産合計	28,275	27,986

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

		第35期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,653	6,484
運用受託報酬	1	8,355	8,687
その他営業収益	1	14,536	16,110
営業収益計		29,546	31,281
営業費用			
支払手数料		1,534	1,551
広告宣伝費		170	188
調査費			
調査費		298	360
委託調査費	1	4,326	4,677
調査費計		4,625	5,037
委託計算費		94	106
営業雑経費			
通信費		51	86
印刷費		95	87
諸会費		39	47
営業雑経費計		187	222
営業費用計		6,611	7,106
一般管理費			
給料			
役員報酬		579	915
給料・手当		5,106	5,934
賞与		2,616	2,360
給料計		8,302	9,209
退職給付費用		352	463
福利厚生費		1,073	1,109
事務委託費	1	3,360	3,699
交際費		11	34
寄付金		-	1
旅費交通費		24	123
租税公課		260	285
不動産賃借料		902	901
水道光熱費		53	76
固定資産減価償却費		426	441
資産除去債務利息費用		0	0
事務過誤取引損		519	3
諸経費		348	431
一般管理費計		15,638	16,782
営業利益		7,296	7,392

	第35期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
営業外収益		
為替差益	102	53
その他	1	3
営業外収益計	103	57
営業外費用		
有価証券売却損	-	2
固定資産除却損	0	-
その他	-	0
営業外費用計	0	2
経常利益	7,398	7,448
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	0	362
特別損失計	0	362
税引前当期純利益	7,398	7,085
法人税、住民税及び事業税	2,415	2,485
法人税等調整額	0	5
当期純利益	4,984	4,605

(3)【株主資本等変動計算書】

第35期(自2021年1月1日至2021年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2021年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,386	10,723	20,691	3	3	20,694
当期変動額											
剰余金の配当						5,900	5,900	5,900			5,900
当期純利益						4,984	4,984	4,984			4,984
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	915	915	915	0	0	915
2021年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775	3	3	19,778

第36期(自2022年1月1日至2022年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2022年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775	3	3	19,778
当期変動額											
剰余金の配当						3,800	3,800	3,800			3,800
当期純利益						4,605	4,605	4,605			4,605
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									7	7	7
当期変動額合計	-	-	-	-	-	805	805	805	7	7	798
2022年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	3	3	20,576

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- (4) 役員賞与引当金の計上方法
役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (5) 早期退職慰労引当金の計上方法
早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 収益及び費用の計上基準
当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益および成功報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- 委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。
- 運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。
- その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。
- 成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。
7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 連結納税制度の適用
親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
- (2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)**(収益認識に関する会計基準等の適用)**

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前会計期間に係る「注記事項(収益認識関係)」については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前会計期間に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱を明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
建物附属設備	2,246 百万円	2,488 百万円
器具備品	1,470 百万円	1,662 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
未収入金	524 百万円	- 百万円
未収収益	377 百万円	186 百万円
その他未払金	1,940 百万円	1,982 百万円
未払費用	112 百万円	55 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

（損益計算書関係）

1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
運用受託報酬	249 百万円	224 百万円
その他営業収益	6,036 百万円	6,692 百万円
委託調査費	1,178 百万円	1,869 百万円
事務委託費	1,204 百万円	1,351 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式(株)	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 株主総会決議	普通株式	5,900	393,333	2020年12月31日	2021年3月30日

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月31日 株主総会決議	普通株式	3,800	253,333	2021年12月31日	2022年3月31日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	(自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
1年以内	835 百万円	726 百万円
1年超	-	1,938 百万円
合計	835 百万円	2,665 百万円

(注) 前事業年度における未経過リース料には、解約損害金が含まれております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	17,813	17,813	-
(2) 未収委託者報酬	2,017	2,017	-
(3) 未収運用受託報酬	2,244	2,244	-
(4) 未収収益	981	981	-
(5) 未収入金	527	527	-
(6) 長期差入保証金	1,118	1,119	0
資産計	24,703	24,704	0
(1) 未払手数料	459	459	-
(2) 未払費用	760	760	-
(3) その他未払金	2,991	2,991	-
負債計	4,210	4,210	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益及び(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用及び(3) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	17,813	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,017	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,244	-	-	-
(4) 未収収益	981	-	-	-
(5) 未収入金	527	-	-	-
合計	23,584	-	-	-

当事業年度（2022年12月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	1,125	1,077	47

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,002	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,751	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,880	-	-	-
(4) 未収収益	570	-	-	-
(5) 未収入金	2	-	-	-
合計	23,209	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

当事業年度（2022年12月31日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	1,077	-	1,077

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、から の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,149
勤務費用	322
利息費用	20
数理計算上の差異の発生額	188
退職給付の支払額	94
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2,588

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
年金資産の期首残高	3,313
期待運用収益	9
数理計算上の差異の発生額	17
事業主からの拠出額	359
退職給付の支払額	94
年金資産の期末残高	3,606

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,505
年金資産	3,606
	1,100
非積立型制度の退職給付債務	82
未積立退職給付債務	1,018
未認識数理計算上の差異	65
未認識過去勤務費用	33
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919
退職給付引当金	82
前払年金費用	1,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
勤務費用	322
利息費用	20
期待運用収益	9
数理計算上の差異の費用処理額	59
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	270
特別退職金	0
合計	270

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式13%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	0.3%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、80百万円 でありました。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,588
勤務費用	392
利息費用	17
数理計算上の差異の発生額	78
退職給付の支払額	116
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2,803

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
年金資産の期首残高	3,606
期待運用収益	3
数理計算上の差異の発生額	573
事業主からの拠出額	448
退職給付の支払額	116
年金資産の期末残高	3,368

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,710
年金資産	3,368
	657
非積立型制度の退職給付債務	92
未積立退職給付債務	565
未認識数理計算上の差異	455
未認識過去勤務費用	29
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	991
退職給付引当金	92
前払年金費用	1,084
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	991

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
勤務費用	392
利息費用	17
期待運用収益	3
数理計算上の差異の費用処理額	27
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	375
特別退職金	362
合計	738

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2022年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	0.1%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円 でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	161	140
賞与引当金	660	544
資産除去債務	240	294
未払事業税	89	83
早期退職慰労引当金	-	99
退職給付引当金	25	28
有形固定資産	1	0
その他	78	121
繰延税金資産合計	1,257	1,312
繰延税金負債		
退職給付引当金	306	331
資産除去債務に対応する除去費用	59	82
その他	1	-
繰延税金負債合計	367	414
繰延税金資産の純額	889	898

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	889	898

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	3.9
その他	0.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6 %	35.0 %

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
期首残高	783	784
見積りの変更による増加額	-	176
時の経過による調整額	0	0
期末残高	784	961

（収益認識関係）

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
委託者報酬	6,484 百万円
運用受託報酬	7,644 百万円
成功報酬（注）	1,042 百万円
その他営業収益	16,110 百万円
合計	31,281 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,653	8,355	14,536	29,546

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
14,396	13,081	2,067	29,546

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,285	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,259	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,484	8,687	16,110	31,281

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
14,721	13,745	2,813	31,281

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,917	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,287	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	249	未収収益	377
							受入手数料	6,036	未収入金	524
							委託調査費	1,178	未払費用	112
							事務委託費	1,204		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1,940	その他未払金	1,940

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	224	未収収益	186
							受入手数料	6,692		
							委託調査費	1,869	未払費用	55
							事務委託費	1,351		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1,982	その他未払金	1,982

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	4,259	未収収益	321
							委託調査費	282		
							事務委託費	20		

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	4,287	未収収益	180
							委託調査費	35		
							事務委託費	12		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	1,318,566 円 41 銭	1,371,780 円 88 銭
1株当たり当期純利益金額	332,267 円 26 銭	307,029 円 07 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
当期純利益 (百万円)	4,984	4,605
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,984	4,605
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの内容を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 : みずほ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 247,369百万円（2022年3月末現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 : 51,000百万円（2022年3月末現在）
- ・ 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2022年3月末現在）	事業の内容
Pay Pay 銀行株式会社	37,250	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
株式会社みずほ銀行	1,404,065	
auカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでおります。
SMB C 日興証券株式会社	10,000	
株式会社SBI証券	48,323	
松井証券株式会社	11,945	
みずほ証券株式会社	125,167	
楽天証券株式会社	17,495	

(3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)
- ・資本金の額 : 1,500,000米ドル(円貨換算^{*} 約199百万円、2022年12月末現在)
 - * 米ドルの円貨換算は、2022年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=132.70円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2023年 2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 龍也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年10月12日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊原 康太**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・インデックス投資戦略ファンドの2021年8月3日から2022年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・インデックス投資戦略ファンドの2022年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年4月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・インデックス投資戦略ファンドの2022年8月3日から2023年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・インデックス投資戦略ファンドの2023年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年8月3日から2023年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。